

1. 議事日程

(平成17年第2回安芸高田市議会6月定例会第4日目)

平成17年6月16日
午前10時開会
於安芸高田市議場

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(22名)

1番	明木一悦	2番	秋田雅朝
3番	田中常洋	4番	加藤英伸
5番	小野剛世	6番	川角一郎
7番	塚本近	8番	赤川三郎
9番	松村ユキミ	10番	熊高昌三
11番	青原敏治	12番	金行哲昭
13番	杉原洋	14番	入本和男
15番	山本三郎	16番	今村義照
17番	玉川祐光	18番	岡田正信
19番	渡辺義則	20番	亀岡等
21番	藤井昌之	22番	松浦利貞

3. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

4. 会議録署名議員

10番 熊高昌三 11番 青原敏治

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(21名)

市長	児玉更太郎	助役	増元正信
収入役	藤川幸典	総務部長	新川文雄
自治振興部長	田丸孝二	市民部長	廣政克行
福祉保健部長兼 福祉事務所長	福田美恵子	産業振興部長	清水盤
建設部長 兼公営企業部長	金岡英雄	教育長	佐藤勝
教育次長	杉山俊之	消防長	村上紘
八千代支所長	平下和夫	美土里支所長	立川堯彦
高宮支所長	猪掛智則	甲田支所長	武添吉丸
向原支所長	益田博志	総務課長	高杉和義
財政課長	垣野内 壮	高齢者福祉課長	沖野和明
高齢者福祉課主幹	花尾智恵夫		

6. 職務のため議場に参加した事務局の職氏名(4名)

事務局長	増本義宣	議事調査係長	児玉竹丸
書記	国岡浩祐	書記	倉田英治

~~~~~  
午前10時00分 開会

松浦議長 おはようございます。  
時間が参りましたので、ただ今の出席議員は22名であります。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、予めお手元に配布したとおりであります。

~~~~~  
日程第1 会議録署名議員の指名

松浦議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において、1
0番熊高昌三君、11番青原敏治君を指名いたします。

~~~~~  
日程第2 一般質問

松浦議長 日程第2、一般質問を行います。  
それでは質問の通告がありますので順次発言を許します。  
2番、秋田雅朝君。

秋田議員 改めまして、おはようございます。2番、政友会の秋田雅朝でございます。トップバッターということで、身を引き締めて頑張りたいと思います。どうか、よろしく願いいたします。今日も大変暑い日が続いておりますが、現在よく近所、あらゆるところで耳にいたすことは、会期日程2日目の同僚議員の冒頭のお話しにもございました雨不足でございます。かすかな期待を持った昨日でしたが、予報に相反し暑い1日となってしまいました。東海地方以西の渇水が深刻になっているようでございます。本市においても各地域において同様の問題が起きていると思われ、今後1週間程度雨は望めないという予報の中で、1日でも早い降雨を強く望むとともに、農作物被害に注意を要し、被害が出ないことを願っているものでございます。厳しい農業情勢の中で天候に左右されやすい農業の弱い一面でもございます。

さて、その農業施策についての質問をさせていただきます。先に通告させていただいております2点。飼料自給率向上対策、耕畜連携支援についてお伺いします。

農水省は飼料自給率を現行の24%から2015年に35%まで引き上げる目標を掲げ、国や都道府県、農業団体などが一体で2005年自給率向上に向けた行動計画を策定し、向上を目指しております。自給率向上の柱はこれまでどおり粗飼料の増産運動強化であり、現在自給率90%の稲藁利用を100%に高めることや、5千200ヘクタールに留まっている稲発酵粗飼料(稲ホールクロップサイレージ)の拡大、中山間地を中心に2万5千ヘクタールに広がった放牧の一層の普及を課題としております。がしかし、米政策改革の初年度となった去年は、着実に増えてきた作付面積が前年度面積5千200ヘクタールを下回る見通しとしております。稲ホールクロップサイレージ生産が飼料自給率の向上、耕畜連携、水田機

能の活用など、国内農業の発展に有効な手段と認識しつつ、支援策の後退で生産が減少したのが現実でございます。稲ホールクroppサイレージは1970年代から一部で取り組まれ、1999年には作付面積73ヘクタール、2000年に502ヘクタール、2003年に5千200ヘクタールと10倍程度に増え、耕種農家には水田農業経営確立対策助成金として、反当最高で7万3千円、畜産農家には国産飼料増産対策事業として反当2万円が助成されていた経緯があり、耕種農家では稲作と同じ管理、畜産農家では自給飼料の確保、また現在中国で拡大している牛口蹄疫に感染する心配がない等、利点がございました。また、国の研究機関も専用品種の開発、民間と連携した収穫機械の開発等行うなど、技術的蓄積もされてきた現実がございます。

本市においては、合併以前このような国の施策、流れを受けて、旧町単位で取り組みを行っていたところ、行っていなかったところがあったかと思いますが、旧高宮町、旧甲田町で稲ホールクroppサイレージ生産の現地説明会、専用品種の実演会など行われた記憶があり、旧甲田町においては集落農場型農業生産法人として請負耕作型で水稻プラス麦プラス飼料稲づくりに取り組んでおられたと認識しております。旧町時代の取り組みであります、合併後の昨年度の状況をお伺いいたしまして、市としての今後の取り組み、また農水省が生産者の機械設備への助成、飼料生産受託組織への助成、飼料稲生産への助成等、補助事業、交付金を用意し、今年度は飼料供給者と利用したい畜産農家、畜産経営者のリストを全国の市町村、JAと協力して作成し、耕畜連携のネットワークづくりを提唱している中で本市における耕種農家と畜産農家の連携強化についてのご所見をお伺いいたします。

次に、広島県が今秋までにモデル集落を選定し、耕作農家と畜産農家が堆肥の利用や荒廃農地への牛の放牧などを進める耕畜連携の支援に乗り出すという事業についてでございます。

農林水産部の計画で150トン程度の堆肥を保管できる場所、いわゆるストックポイントを水田や畑の近くに設置するもので、耕作農家が堆肥製造施設から運搬するコスト削減、散布作業の合理化、堆肥の利用促進、地力効果を期待するものとしております。また、放牧のための電気柵の整備補助を行い、農地の活用、保全を図るものがございます。2000年度国の農業センサスでは、県内の全耕地面積の耕作放棄地の割合は10.3%と、全国で7番目に高いというデータがございます。電気柵設置支援により、耕作放棄地など遊休農地を放牧地として活用するものがございます。

一連の事業は来年度までの2年間で取り組み、堆肥の保管場所の整備、電気柵の設置とも各年度で3ヵ所ずつモデル集落を選ぶとしております。この事業は、県の2005年度当初予算案の中の攻めの農業を推進する耕畜連携支援モデル事業だと思われそうですが、本市がモデル集落になっているのか、またこの事業が来年度までということで、本市から県への要望ができるものなのかをお伺いいたしまして、併せてストックポイント設置と市

内3ヵ所の堆肥センターとの連携を含めた今後の取り組みについて、お伺いいたします。

なお、再質問については自席で行わせていただきます。

松浦議長 　ただ今の質問に対し、答弁を求めます。

市長、児玉更太郎君。

児玉市長 　はい、議長。秋田議員さんのご質問でございます。飼料の自給率の向上対策というご質問でございますが、本市におきましては平成16年度から本格的に飼料稲の生産に取り組んでおります。甲田町を中心に約17ヘクタールの作付が行われました。主には耕種農家からなる営農組合等が飼料稲の作付を集団で行い、畜産農家で構成する利用組合が収穫調整作業を行いますとともに、実際に牛に給与する仕組みとなっておるわけでございます。平成17年度におきましては、約16ヘクタールの作付を計画しており、ほぼ昨年度と同規模の取り組みとなっております。また、県全体におきましては昨年は106ヘクタールの作付で一昨年より20ヘクタールの減となっております。このことは需要の伸び悩みと他の転作作物との状況によるものであろうかと考えられます。また、最近では外国産の牧草乾草が随分安く入って参りまして、そういう方向にやはり畜産農家もおいておるといような傾向もあるわけでございますので、かなり手厚い助成措置がないとこの稲の飼料化というのは難しいというように考えておりますが、議員ご指摘のようになりかなり手厚い施策は現在行われておるといところでございます。

それから県が計画をしております耕畜連携支援でございますが、本市といたしましては事業内容の検討を行い、関係農家、関係機関との協議によりまして対応して参りたいと考えております。議員ご指摘の耕畜連携につきましましては、堆肥の利活用によります循環型農業の推進を中心に、さらに取り組んで参りたいと思っておりますし、特に安芸高田市は近日オープンします高宮の堆肥センターを含めると、美土里・甲田・高宮の3ヵ所にこの堆肥センターができると、こういうことになるわけでございまして、この資源をうまく利用しながらいわゆる循環型農業をやっていききたいと。現在の計画ではいわゆる各地にストックヤードのようなものを堆肥を貯蔵するようなところをつくりながら、耕種農家が容易に堆肥が散布できるようにと、こういう県の国のやっぱり施策も出ておりますので、今の計画では中馬農道を現在つくっておりますが、中馬農道の沿線にそういうものをつくっていききたいと、こういうような計画もあるわけでございます。

詳しくはそれぞれ関係の担当部長、担当課長が答弁をいたしたいと思っておりますので、次のご質問がございましたら詳しい答弁をさせていききたいと思っております。

松浦議長 　以上で市長答弁を終わります。

再質問がありますか。

2番、秋田雅朝君。

秋田議員 　はい。ただ今市長さんの方からご答弁いただいたわけでございますが、

まず1つ安心したのは飼料稲の作付が16年度も17ヘク取り組まれておるし、17年度、本年度も16ヘク計画されているというかたちのご意見をいただきましたので、少し安心したところでございますが、やはりこれは将来的もですね、なかなか米の需要が伸びないという状況の中におきまして、転作減反も含めてそういった状況の中で、僕自身の考えとしてはですね、どんどん広めていくべきことではないかと思うし、とは申しましたも耕種農家、畜産農家、それからつくる側、使われる側がきちんとした連携を持たないと成り立たない事業だと思いますし、そこらあたりは行政としてしっかり指導して行かれて欲しいと思うし、またこういうことはいんだ、こういうことは悪いんだということは、しっかり農家に伝えることをお願いしたいと思います。

それで、飼料作物の方も機械的なものが多分旧町時代に入るとともあると思いますけども、そのものを今度は全市に広げていっていただいて、組織も含めてですけども、有効利用ができる方向を見出して欲しいというのがまず1点、お願いでございます。

それから2点目の方の耕畜連携、どちらも耕畜連携が絡むんではございますが、これはもう正しく市長答弁いただいたように中馬農道のそばでつくる計画があると。ストックポイントですね、ストックヤード、ストックポイント。あるとお答えいただいたんですが、実は私が1つ懸念していることは、高宮にも堆肥センターができましたし、美土里・甲田にもございますが、需要期にはかなり使うことがあると思いますけども、需要期以外の時にやはりどちらにもストックポイント、ストックヤードがあると思うんですけども、かなりの量が貯まっていくんではないかという心配、懸念がございます。そうした中でそうした解消も含めたストックポイントがとりわけ八千代・向原・吉田には堆肥センターというものはございませんですけども、逆に高宮・甲田・美土里という北部を中心に堆肥センターがございまして、その距離的な問題もございまして、そこらはやっぱりできたら各町ごとに1つずつあれば、また便利がいいと思いますし、なおかつこれはまた、先ほど申しましたようにしっかりとした連携、組織がないといけないと思います。それで、堆肥センターでも同様のことが言えると思うんですけど、しっかりとりた運営組織ができていって、それを受ける側の組織が1つあって、そういう全体的な組織がきちんとしたものがあって初めて効力を発するんじゃないかというように私は考えますんで、是非ともこういった取り組みを近い将来ではなくて、できたら早い方が堆肥センターもどんどんどんどん運営進行すると思うんで、早い時期に実現していただいたらと思うんですが、そのあたりの答弁をいただきたいと思います。

松浦議長　ただ今の再質問に対し、答弁を求めます。

市長、児玉更太郎君。

児玉市長　後ほどまた担当部長の方から答弁をさせていきたいと思いますが、水田への和牛放牧の問題についてですが、ちょっと私も市内でこれが行われておるかというのはよく把握しておらないわけでございますが、また担当部

長の方からもし例がありましたら報告したいと思いますが、一番先進的なのは三瓶の近くの荒廃水田に、電牧で放牧して実績を上げておると、こういうのが実績があるわけでございますが、市の状況につきましては、またそれぞれ担当部長の方から報告をさせます。

松浦議長 それでは担当部長の答弁を求めます。

産業振興部長、清水盤君。

清水産業振興部長 それでは飼料稲自給向上の関係でございますが、市の状況は先ほど市長の方が答弁したとおりであります。この間、取り組みの中でいろいろ課題が見つかってきております。先ほど答弁の中でも申し上げておりますが、需要、使う側としての課題が何点かございまして、この製品そのものにつきましましてはご存知だと思いますが、これの扱い、使う農家としての扱いが非常に機械の設備なりそういった貯蔵の関係のスペースの確保でありますとか、そういったひとつの整備がですね、必要になってくるというような状況もこれまでの中で課題として上がってきております。そういった面につきましては行政的な施策支援というものが現在の段階ではですね、具体的なところでの施策がないというのが現状でございます。

この飼料稲の自給向上につきましては、現在の1つのシステムの中で生産する側、使う側、それから供給する側と作業を請負う側ということでやってきておりますが、その中で現在の国の制度を活用しながらですね、どうか経営をしておるのが実態でございます。いずれにしましても転作、生産調整においての転作部分についての全体的な野菜なり、こういった自給飼料稲なりの作付を振興していくという意味においても今後の取り組みをしていきたいというふうに思っております。

それから2番目の耕畜連携の中で県がモデル的な事業を2つ挙げておりますが、これにつきましては現在市内におきましては実施事例はございません。先ほど議員のご質問の中にもありましたように、今年度それぞれこの2事業につきまして3つのモデル地区を実施したいということで予算化をされております。このことにつきましても、耕種農家の側と畜産農家の側のそれぞれの合意形成の中で実施ができるという状況でございますので、これにつきましても県等と協議をしながらですね、取り組みをしていきたいというふうに考えております。いずれにしても荒廃地を増やさない1つの手法としてですね、取り組むべき事業ではないかというふうには考えております。

それから現在3地区の堆肥センターの経営が行われております。先ほどご意見をいただきましたように経営組織、経営母体のしっかりした組織を早く確立をなささいということでございます。これにつきましても現在これまで経営運営をしていただきました農家の皆さん、あるいは関係者の皆さんと昨年からの協議を重ねてきておりまして、より良い環境の中でですね、良質な堆肥の生産に向けた組織をどのようなかたちで持っていこうかということの協議をしておりますので、できるだけ早い時期にそういったしっかりした運営組織の確立に努めて参りたいというふうに考えておりま

す。以上でございます。

松浦議長 以上で、産業振興部長の答弁を終わります。よろしいですか。

秋田議員 議長。

松浦議長 再々質問を許します。2番、秋田雅朝君。

秋田議員 はい、議長。質問と言うよりも最後は私の要望としてお願いさせていただきたいことは、今ご答弁いただきましたように堆肥センターについての組織づくり、耕畜連携についての答弁も私が思っているとおりの答弁をいただいたように思いますが、この堆肥センターについてはですね、3月議会の中でも同僚議員の方から質問がございましたし、答弁もその時に答弁は対応していくということでございましたが、なかなかすぐなことっていうのは、何事も難しいとは思いますが、県が言っておりますように攻めの農業に対してはやっぱり攻めの行政、また動く議員で三位一体となって一生懸命頑張っていくことを強く要望しまして私の質問を終わらせていただきます。

松浦議長 以上で、秋田雅朝君の質問を終わります。

続いて通告がありますので発言を許します。

11番、青原敏治君。

青原議員 11番、あきの会の青原敏治でございます。先の通告により一般質問をさせていただきます。

3月定例にもこの同じような質問をしたわけですが、今回も人的業務委託についてということで市長さん並びに関係部長さん、教育委員会等々のご答弁をお願いできればというふうに思います。

給食センター・児童館・保育園等の人的業務委託が実施されて2ヵ月が経過しました。現在どのような運営がなされているのかをお伺いをするものであります。

明快なご答弁をいただきますよう、よろしく願いいたします。

また、再質問は自席で行わせていただきます。よろしく願いします。

松浦議長 ただ今の質問に対し答弁を求めます。

市長、児玉更太郎君。

児玉市長 はい、議長。青原議員さんのご質問でございます。人的な業務委託の実施後、2ヵ月を経過した現状についてというお尋ねでございます。この取り組みは従来の臨時職員等の任用のあり方が地方公務員法に沿わないこともありましたことから、これを是正するために導入したということもあるわけでございます。行政として適法な人材確保の体制を実現することができたものと捉えておるものであります。

ご承知いただきますように、保育及び保育所給食業務につきましては、大新東株式会社へ、また学校給食及び各種施設管理業務等につきましては財団法人安芸高田市地域振興事業団に委託し、一部業務委託を開始して2ヵ月あまりが経過いたしました。現在のところ現場の関係者のご努力や、担当課等の協議連携によっていろいろ課題はございましたが何とか現在運営をさせていただいておるところでございます。



コストの削減も大きな課題ではございますが、まず当面は現場における混乱を生じさせることなく、市民の皆さんに対し、これまでと同様以上のサービスを提供しなくてはなりません。今後も関係者との連携協議を密にし、速やかな問題解決と円滑な業務遂行に努めて参りますので、議員の皆さんにおかれましても一層のご理解を賜りますようお願いをいたします。

以下、教育長、また福祉保健部長、またそれぞれ担当の部署から答弁をさせますのでよろしく申し上げます。

松浦議長 　ただ今の質問に対し、教育長、佐藤勝君、答弁を求めます。

佐藤教育長 　ただ今のご質問に対しまして、教育長として答弁をさせていただきます。給食センターの人的業務委託後の運営状況についてのご質問でございますが、実施当初は給食に支障が起きなければよいかと心配をしておりました。職員の皆さんのご努力によりまして、現在のところ大きな混乱があるとか聞いておりません。しかし、この制度につきましても、初の導入された制度でございます。待遇面等様々な課題があると思っておりますが、実情の把握に努力いたしますとともに事業団や担当部局との連携を図りながら運営の改善に努力して参りたいと考えております。以上で答弁を終わります。

松浦議長 　引き続き担当部長、福祉保健部長、福田美恵子さんの答弁を求めます。

福田福祉保健部長 　はい。それでは福祉保健部の担当の方の児童館や保育所への人的業務委託につきましても本年4月の実施以来、各現場を直接訪問いたしました。そうした中で、現状では関係者の皆さんのご努力によりまして大きな混乱が発生したという報告はございませんでした。今後も継続して緊張感を持ち、関係者間の連携協議を密にいたしまして課題解決と円滑な業務遂行に努めて参りますので、ご理解を賜りますようよろしくお願ひいたします。

松浦議長 　以上で答弁を終わります。

再質問はありますか。

11番、青原敏治君。

青原議員 　はい。給食センターのことなんでございますけど、今市長さんの方から地方公務員法に適合してないと、法的にきちっと整備をしたいということであります。そこで1つお尋ねをするんですが、給食センターの場合は安芸高田市地域振興事業団に委託をされております。そこでの雇用条件の中で、給食調理員さんは調理師の免許を有する者に限るというふうに書いてあります。それがどのようになっとなるのか、現在嘱託員さんはどういうふうに資格を持って入っておられるのか、おられないのかということが1点。

それと、4月1日以降、市の職員さんが各給食センターにそれぞれ1名ないし人数が多いもんで、居なかったところには1名配置をされております。そこのお考えを少しお聞きしたいのと、やはり調理員でありますので、仕事は同じことなんですね。市の職員さんであれ、非常勤の職員さんであれ、やることは同じだと。が、しかし報酬が違うよというような状況の中で、なぜこのような配置をされたのか、その意図をお聞かせを願いたい

というように思います。

それから児童館のことをございますけども、4月の常任委員会の中でもいろいろとお聞きしたわけですけど、利用料の決定等々、使用目的についてお伺いしたところをございますけど、なぜこのような質問をするのかと言えば、八千代には根野、刈田に児童館があります。本年3月31日では両館併せて131名の児童が在籍していましたが、中学校への進学あるいは転出等の児童が18名おり、通常であれば113名の児童が引き続き在籍するであろうと推測されますが、実際には4月1日に在籍した児童は通年長期休暇利用を合わせても54名しか在籍しませんでした。3千円に利用料を設定したことにより、通年利用がしなくなったと推定される児童数は59名で、率で52.2%となります。また、本来通年利用であった児童が長期休暇利用に変更したことを判断し、加算すると、実に69人の人が影響を及ぼしているということになります。そこで質問をございますけど、利用料の影響等とまでは言えなくとも、2人に1人が利用したくてもできなくなったと判断をせざるを得ないと思います。そこで、最初の質問に併せて次の2点をお伺いをします。

市長は本年3月定例会会議で児童館や放課後児童保育などの施策を実施いたします、学校教育の充実の項目で、知・徳・体の基礎基本の徹底を重視して取り組む、また子供や女性が生き生きとした活動のできる環境づくり、男女共同参画社会の実現を目指す施政方針で発表されましたが、この現実をどのように捉えるのかお伺いをいたします。

児童館の現場の声を聞くと、退館する児童が今後増えると言っております。児童館に行きたくても行けない子ができたのは、間違いのない事実であります。この利用料は単なる受益者負担として片付けられる課題ではないと思います。児童館の有り様を問われるようなこの現実を、ただ行革の一環であるとしてしまうのか、これで良いのか、もう一度議論を尽くす必要があると思いますが、市長さん並びに教育長さん、あるいは推進本部長である助役さんに再度お伺いをいたします。

松浦議長 　ただ今の再質問に対し答弁を求めます。

市長、児玉更太郎君。

児玉市長 　はい。もちろんご指摘のように、この教育あるいは児童の放課後の問題につきましても、充実をさせていく必要があると、このように考えるわけをございますけど、この詳しい実態については一番詳しい実態は八千代の支所長が掴んでおるんじゃないかならうかと、このように思うわけをございますけど、それぞれ担当の部長、教育長の方からもう少し詳しい実態を全市的な実態についても報告をさせていただければと思います。

松浦議長 　教育次長、答弁を求めます。

教育次長、杉山俊之君。

杉山教育次長 　ただ今のご質問をございますけど、最初に正規職員の給食センターへの配置の問題をございます。一昨年は合併当時ということで職員の人事異動が最小限にあったわけをございますけど、今年度は大幅にしたということ

は、4月の1日の人事異動によりましてですね、給食センターにも人事方針によりまして平準化のため、正職員がいない給食センター、おる給食センターということで、正規の職員を配置する方がいいという方針に基づきまして、配置をしたわけでございます。

それから、資格関係で調理員資格の関係でございます。常勤の委託調理員さんでございますが、常勤の調理員さんの中には13人中、資格を持っておられる方が11人おられます。それから資格要件につきましては、常勤委託調理員13人中11人で2人が持っておられません。特に調理員の資格要件につきましては、昭和42年の1月26日付で文部省体育局長の兵庫県教育委員会に対する回答も、また広島県教育委員会の回答でも、学校給食調理場の給食調理委員に調理免許は必須条件でないと考えられるということであり、委託前の非常勤調理員さん、臨時調理員さんを引き続き雇用することが条件になっていることと、調理師免許が雇用条件になっていると、補充が難しいことが考えられるわけでございます。しかし、今後につきましては可能な限り調理師免許を持った人が望ましいと考えております。

それから、給料等の格差の問題でございますが、正職員と委託職員の同じ業務でありながら格差が違いすぎるのではないかと、ご質問でありましたが、これは採用条件の違いでありますので、ご理解のほど、よろしくお願いたします。

松浦議長 引き続き、再質問の答弁を求めます。

助役、増元正信君。

増元助役 児童館の利用者負担部分の増額というかたちで今年度からスタートさせていただいたわけでございますが、この理由につきましては、3月の議会でもお話し、議論をしていただいたところでありまして、必要最小限の経費をいただくということであつたろうというふうに私は理解をいたしております。

現在、国を挙げて少子化対策あるいは子育て支援という大きな行政目的はあるわけございまして、市といたしましても安心をして子供さんをですね、産み育てるという環境づくりということは、私は必要であろうというふうに思っております。そういった中で行政全体の行財政改革ということは、やはりこれは別の観点から行政の有り様、あるいは効率化を図っていくことは、当然やっていかなきゃいけないというふうにも思っておりますが、いずれにいたしましても利用者の皆さん、あるいは実際に退館者が増えつつあるということにありますと、その原因がどこにあるのかということにつきましては、精査をして対応していく必要があるのではなからうかというふうに思っております。以上でございます。

松浦議長 引き続き、福祉保健部長、福田美恵子さん。

福田福祉保健部長 はい。児童館の利用料、そしてそこを利用する児童数ですね、これが減少しているというご指摘でございますけども、これも3月の定例議会でも、また後の常任委員会でもご説明させていただきましたように、やはり子供

たちを健全なかたちでそこで見守ってあげるということは、やはりそうしたかたちでの職員さんですね、厚生員さんに対してもそれなりのかたちで対応していただく必要がございます。そうした中でこの3千円というものは必要最小限子供たちがそこで健全に、その場所で生活ができるというかたちの中で設定をさせてもらったということでございます。それで、旧町時代の時に、特に八千代町に関しましては、保護者負担というものが他町に比べまして大変少なかったということがございます。そうした経緯の中で3千円というかたちを統一させてもらった中で、やはり旧町時代の時の少なかった金額からグッと上がったということは、保護者に対しましてはやはり負担がずっと増えたということがございまして、そういう意見も多々ございました。ですけども、やはり同じ児童館、児童クラブにいたしましても、同じ子供に対しての教育をするわけでございますので、やはり市内全部きちっと揃えるというわけにはいきませんが、やはり安芸高田市としてどうあるべきかということで、そういうかたちを取らせていただいております。それで、この児童館、確かに人数が減ったというのも私も聞いております。どこの施設がどうかっていう数字的にはちょっとあれなんですけども、総体的に少なくなったっていう、やはり通わせるのが難しくなったっていうのは否めない事実がございます。ですけども、この児童館、児童クラブに対しましては、小学生、子供たち全員がそこへ行かなければならないということにはなっておりません。そういうかたちで、やはり保護者の方がお仕事をされるために安心してそこに預けておられるという事実、クラブですね、そうした児童館につきましては、勤労ということの制限がございませんけども、やはり学校から児童館に向かって、「ただいま」と、私は行っておる時も、「ただいま」と帰ってきておりました。いうかたちで、夕方遅くまででなくて、そこへ帰ってきて、すぐまた「先生さようなら」いうかたちで帰っていく子供もございました。ですけども、いずれにいたしましても、やはりこうした今までになかったかたちで今回利用料を徴収させていただくということは、保護者の方に負担が増えたということは事実でございますけども、そこらはやはり子供たちのために保護者として負担をいただきたいということをご理解いただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

松浦議長 以上で答弁を終わります。

青原議員 議長。

松浦議長 11番、青原敏治君、再々質問を許します。

青原議員 はい。まず教育委員会の方なんですけど、今次長の方からご答弁をいただいたんですが、資格を持つとかんでもええと旧町時代の人員を任用するよということであったんですが、我々が資料をいただいた分の中では、地域振興事業団の採用基準の中に、免許を有する者に限ると書いてあるわけですね。あれは間違いですか、ほいじゃあ。間違いであれば間違いのようにやってもらわにゃあいけんのじゃけど、それを見とる限り、ここできちっと釈明をしていただきたいと思っております。

それと、今のただ平準化を図るために職員を1人配置したのよということであるんですが、そのやはり給食をつくるのには、調理員さんらが一体となってチームワークを組んで、子供たちにより良い給食を与えていくと、つくっていくという中で、それが何のわだかまりもなしにできるのかどうか、そこらのところを調査されたのかどうか、もう1点お伺いをいたします。

それから児童館についてですが、私が言おうとしたことの答弁とはちょっと違ったような答弁が出とるんですが、やはり小学生全部がその児童館に行かなくちゃいけないというようなことではないと思います。今まで利用しよった方が、利用できなくなった。したくてもできないという状況をどういうふうを考えるかということをお伺いしたんでございますので、ひとつそこらを詳しくお聞かせを願いたいと思います。

それで、去年の同時期と比べてどのように金銭的なことになると思いますけど、費用がどのようになったかということがわかれば、併せてこれは児童館あるいは給食センター、データがあれば提出をしていただくなり、今ここで言うていただくなりしていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

松浦議長 ただ今の再々質問について、答弁を求めます。

佐藤教育長 議長。

松浦議長 教育長、佐藤勝君。

佐藤教育長 それでは第1番目の質問でありました調理師の免許が必要条件になっておるかということですが、私は現在のところですね、資料そのものを見ておりませんが、事業団との話し合いの中で調理師の免許がないと雇用しないというには言っていないと。したがって現在の委託しておる人もですね、おりますが、全て調理師の免許を持っておる人が雇用にはなっていないというように把握をしております。確かな資料があるということですが、それをまた我々の方も見させていただいて、もし間違いが私の方で答弁をしておりましたら、訂正をさせていただきたいと、このように思います。

次に平準化するというところで、勤労意欲に欠くことではないかということですが、ただ単に平準化ということを考えてわけではありません。要は、非常勤特別職の方ばかりおられたら、そのところは全部安芸高田市事業団の方の雇用になるわけですし、そこにおる勤務する職員は安芸高田市の正規の職員はいないという状況が生じるわけです。したがって、どこの職場にも1名は安芸高田市の正規の調理員が配置できるということが、安芸高田市として給食センターに対する責任を持って仕事をするためには是非とも必要だということで、配置換えを行いました。十分な状況になっていないということはそれぞれの今までの雇用条件がかなりの違いがあるということで、なっていないことにつきましてはですね、私としても大変心を痛めた内容の1つであります。このことについてですね、できるだけご理解をいただいて、人間関係がうまくいかないということで給

食の味が落ちたり、あるいは給食ができずに配膳ができないというようなことになったんでは、大変なことになるだろうということで、給食が始まる前に担当課の職員を全ての共同調理場の方へ行かせまして、実情を把握するとともに、また次の段階で行かせまして、状況を把握させてもらうというようにしておりますし、先般も教育分室長会議を開きまして、共同調理場の場長をしております教育分室長の方から状況を把握しながら、もし大きな問題点があるならば、事業団あるいは担当部局と連携をしながら円滑な給食ができるように努力するという方向での、私自身としての意志固めをしておりますので、その点のご理解をいただきたいと、このように思います。

松浦議長 引き続き、答弁を求めます。

福祉保健部長、福田美恵子さん。

福田福祉保健部長 はい。利用料が上がったためにそこに入館できない子供さんがいらっしゃるということでございますが、ただ、そのことだけでなのかということと、また私の方でも調査をさせていただきたいと思っております。他な案件もあるかもわかりませんので、そのことだけを捉えてのそこへ行かれない、通えないということなのかどうかを、また私の方でもちょっと調査をさせてもらいたいと思っております。

それから、経費でございますけども、この3千円の経費のことでございますよね。それで、先般も常任委員会の時も言いましたように、各児童館、クラブにおきまして、そこを利用する子供の児童数によりまして3千円というかたちでの利用料をいただくわけでございますが、年間を通して児童数によりましていくらっていう計算が出ます。それをもとにいたしまして、今、年間の事業計画をですね、館長さん、そのの厚生員さんの方から年間の事業計画を出していただくようにいたしております。そうした中でこれには保護者会というのがございまして、やはりいろんなかたちで保護者会と一緒に子どもたちがそこで事業、行事をされるものにも費用が参ります。そうしたかたちで、年間の事業計画を出していただきまして、これが一遍に3千円を年間分を納めてもらうんではございませんので、児童館としても児童クラブにいたしましても事業を組むのに月々の入るお金が決まっておりますので、そこらを勘案しながら年間の事業計画を立てていただいております。そうした中で費用的にどうなのかということでございますけども、やはり子供さんが出入りもございまして。そうしたかたちで金額がいくらだったからいくらっていうかたちに、今手持ちにございません。

それと八千代町の場合にですね、年間がたぶん3千円ぐらいの費用だったと思っております。いうかたちで、1ヵ月3千円ということで、かなりのボリュームのお金にはなるんですけども、それを有効にやはり子供たちへ有効に使っていただくいうかたちで、今厚生員さんの方も一生懸命取り組みをしております。以上でございます。

青原議員 議長、暫時休憩をお願いします。

松浦議長 暫時休憩といたします。11時10分まで休憩時間を取ります。

~~~~~  
午前10時55分 休憩

午前11時10分 再開
~~~~~

松浦議長 それでは休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただ今、青原議員の方からの質問に対して執行部とされてもやはり的確な答弁、そして青原議員が提案の質問をされております。整理された書類の提出ということで、ひとつ、今後そのことを間違いなく履行して下さい。それで、よろしいですね、青原君。

青原議員 はい。

松浦議長 以上で、青原敏治君の質問を終わります。

続いて、通告がありますので発言を許します。

10番、熊高昌三君。

熊高議員 議長。あきの会の熊高昌三でございます。先ほど傍聴の皆さんが、いつ会派ができたかという話をされておりましたが、またこの件に関しては議長なりがいろんな面に対応していただくというふうに思いますが、我々あきの会、会派を結成しましてから鋭意政務調査をやって参りました。その中でこの介護保険法の改正という問題、現地の調査、そういったものをする中で、非常に大事な課題だなということで協議をして参りました。現場の声も聞きながら、この介護保険の改正に伴う対策というのを早急にすべきじゃないかというふうな観点から質問させていただきます。

ご存知のように介護保険法、これは国の政策の中で動いておるものですが、そういったものに対して地方自治体としてどんなふうに取り組むかと。特にそれぞれ自治体に応じたような工夫を凝らした対策というのが必要じゃないかというような観点から質問させていただきたいというふうに思います。

老人保健あるいは介護保険、健康保険、3つの保険事業併せて100億円近い予算を毎年組んでおるわけですが、このことは国はもとより地方自治体の今後の行財政に大きな課題としてのしかかってくるというふうな気がしております。その中でこの介護保険法の改正というのが出て来ておりますので、具体的に5点ほどお聞きしたいというふうに思います。

まず1点目はこの介護保険法改正の基本的な考え方、あるいはそのことに対する具体的な取り組み、そういったものに対する市の認識というのはどういうふうにならっておるかということで聞きたいと思っております。今回の介護保険法の改正、ポイントが大きくは介護から介護プラス予防というふうなかたちに移行するということが、大きな柱ではないかというふうに思います。そういった中で言えば、まずは介護予防の推進ということが大きくクローズアップされてくるというふうに思います。併せていろんな角度からの介護保険の関わりが出てくるということで、認知症、こういった方のケアの推進、こういったことも新たに大きく事業の中に入って来るというふうに認識をしております。そしてもう1点は、介護が施設から

地域へ動いてくる、こういったかたちに新しい介護保険法の流れというのは動いていくようなことを認識しております。そういった部分を含めて、市としてはどんなふうはこの取り組みについて考えておられるかということをもまず1点としてお聞きしたいと思います。

2番目に、この介護保険法改正の大きなポイント、この地域包括支援センターというのがどんなふう動くか、動かないかというのが、この施策特に自治体の介護保険に関する取り組みは大きく変わってくるというふうに保険法の改正の中から読みとらせていただきました。そういった観点から、現在在宅介護支援センターというものがありますが、これが廃止をされてこの地域包括支援センターというものに移行するというふうに認識しておりますが、この地域包括支援センターの設置時期あるいは設置の方式、こういったものについて現在、市としてはどういう方向で考えておられるのか、2点目お聞きしたいというふうに思います。

3点目は介護保険法の改正に対するためにも、本市の高齢者対策方針、特に市町村整備計画、そういったものが設置されないと交付金が出てこないというふうな流れになるというふうに聞いておりますが、そういった面からもこういった計画というものが速やかに出て来る必要があるというふうに思います。この取り組みについて現在どういう状況にあるか。聞きますとこの会期中に文教厚生委員会の中でまたそういった議論もされると聞いておりますが、あらましの取り組みの状況というものをお聞かせを願いたいというふうに思います。

4点目は、この法改正後に重要となるというふうに先ほど言いましたが、介護予防の取り組み、これがどんなふうになるかということが大きなポイントになってこようと思います。具体的にお伺いしますということで書いておりますが、例えばということで、新しく吉田温水プールがオープンをしましてその運営もなされておりますが、これは学校の教育、そういったものに対する水泳というふうなものを使用するという観点もあると思います。歩行プールもありますし、いろんな介護予防に関わるような利用もかなりできるような、そういった施設としてオープンをしたというふうに思います。当然、温水プールでありますので、年間を通じて利用できると、そういった状況にあります。そういった部分の取り組みを、これは教育委員会の担当部署でありますけども、福祉保健部、そういったものとの連携というのが当然必要となってくると思います。あるいは社協が運動器具を寄附したというようなこともあります。そういったいろんな部署が連携してはじめて介護予防に関わるような使用ができるというふうに、私は認識をしておりますが、その辺の横断的な連携を今後どういうふうにしていくか。現在のところどういふふうなかたちで進めておられるか、そういったことも併せて4点目としてお聞きしたいというふうに思います。

5点目は先ほど言いましたように、施設から地域へというふうな介護保険の改正が向いております。そういった面から見ますと安芸高田市面積も広うございますし、市内でも吉田あるいは周辺の5町というのはかなり人



口密度も違いますんで、それぞれ地域に合った施策というのが当然必要だというふうに思いますが、特に市内周辺部にある地域から中心部の施設に来たりするときの交通の便というのが非常に重要なポイントになってこようと思います。そういった福祉対策に対する交通体系。先般も外出支援サービスとか、乗り合いタクシーとか、そういった議論もされておりますが、そういったことも含めての議論になろうと思っておりますが、こういった観点からの取り組みというの、5点目としてお伺いしたいというふうに思っています。

以上、介護保険改正にかかる5点についてお聞きしたいというふうに思っていますんで、ご答弁のほど、よろしくお願いいいたします。

松浦議長 ただ今の質問に対し、答弁を求めます。

市長、児玉更太郎君。

児玉市長 はい。ただ今の熊高議員さんのご質問にお答えをいたします。まず介護保険法の改正の基本的な考え方と、具体的改正案に対する市としての認識についてのお尋ねでございます。ご指摘のように平成18年度、来年度、介護保険法の改正は制度の持続可能性の確保、活力ある超高齢社会への構築、社会保障の総合化を基本的視点として制度全般の見直しをする法改正が予定されておるわけでございます。このことは、介護保険が始まってまだ数年しか経っておらない中で、このまま行けば、もう介護保険が破綻すると、こういう状況に、破綻するというのは要するにその介護保険料を倍にしても、まだ足らんようになると、こういう今3千いくらでございますが、そういう将来的な予想が立つと、こういうことで、結局はそれぞれ保険料を払ってもらう住民の皆さんに莫大な負担がかかる。これは医療保険も同じであります。国保ももう破綻に近いと言われております。そういう状況になるということが予想されるんで、今のうちに法改正して手を打つと、こういうのが国の狙いであるわけでありまして。これは当然、これをやらんと、この介護保険税で国民に莫大な負担をかけるようになると、こういうことが一番大きな原因であると思っております。そういうことで、この概要につきましても、まず第一に要支援や要介護1など、いわゆる軽度の高齢者がさらにその悪化することのないように、新しい予防給付を創設すると、こういうことでございます。要支援、要介護1になる恐れのある高齢者を対象とした地域支援事業を介護保険制度に新たに位置付けるなど、議員ご指摘のように、要するに予防介護に重点を置いて行こうと、こういうのが一番の大きな狙いになっておるわけでございます。また、2番目としては、介護保険3施設の光熱水道など、居住費、食費について介護保険給付の対象外とするなど、要するに施設に入った方もある程度の食費、居住費を負担してもらおうと、こういうのが2つ目の問題でございます。

それから3番目には地域密着サービス、地域包括支援センターなど、新たなサービス体制の確立と、こういうことでございます。

また、4番目には新たに年金が年80万円以下の低所得者への配慮など、負担のあり方や制度運営の見直しをしていこうということでございます。

それから5番目が事業所指定資格の更新など、サービスの質の確保向上が  
ございます。以上が、法改正になる我々が知り得た内容であるわけござ  
います。本市といたしましても要するに要介護状態になる前に、その予  
防すると、こういうことに重点を置き、地域包括支援センターを設置し、  
これを拠点といたしまして、地域支援事業や介護予防マネジメントなど  
の包括的支援事業を実施いたしますとともに、地域密着型のサービスなど、  
地域の実情に応じたサービスが実施できますように考えておるところで  
あります。特に、来年度からそういう国の施策が始まるという中で、市と  
してもいわゆる健康づくりと言いますか、健康づくりにどのように関わり  
をもって支援していく体制をつくるかということが、やはり大きな課題で  
あります。そこらを今、研究しておるところであります。

例えば、その歩くのにちょっと不自由になったお年寄りとか、あるいは  
ちょっと体が不自由になりかけたお年寄りは、要するに運動を取り入れな  
がらリハビリのような運動を取り入れながら元気を取り戻す。これ以上悪  
くならないような方策をするというのが一番大きな課題で、主としてそれ  
をどのように取り組んでいくかという課題があるわけございまして、お  
年寄りにやみくもに「歩け、歩け」というてもですね、それはどこが悪いんか  
というのをハッキリ掴んで運動の指導をせんと、誤った運動になるという  
ことであります。例えば、筋肉をCTで撮って、簡単に言えばCTで撮っ  
て、あなたの筋肉はここを強うせにゃあいけんということをして先に掴んで、  
それを指導せんにゃあいけんということで、やみくもに「歩け、歩け」とい  
うてもですね、それはちょっと逆効果になる場合もあると、こういうことな  
んで、そこらのデータをですね、ほいじゃあ誰がどのように集めて指導を  
するかという、そういう問題がやはり保険行政の中で大きな今後の課題に  
なると思います。そういうことで、今後来年度へ向けて我々もそのことの  
体制を今の内から研究していきたいと、このように考えておるところで  
ございます。

以下、具体的にはそれぞれ福祉部長、教育長、またそれぞれ担当課長、  
係が今日来ておりますので、具体的に答弁をさせていただきたいというよ  
うに思います。

松浦議長 引き続き、答弁を求めます。

福祉保健部長、福田美恵子さん。

福田福祉保健部長 はい。それでは、マル2の介護保険法の改正に伴い、地域包括支援セン  
ターの創設についてというお尋ねでございますが、この地域包括支援セン  
ターは、今年度策定いたします第3期介護保険事業計画におきまして、設  
置箇所数、設置時期、設置方法等について定めて参りたいと考えておりま  
すが、現在、国から示されております考え方ではですね、人口2、3万人  
に1カ所、平成18年4月1日の設置が原則とされており、設置者は市町  
村または社会福祉法人など、中立公正効率的に遂行できる法人等とされて  
おります。

次に本市における高齢者対策方針の早期樹立と具体的な内容検討など

の取り組み状況についてというお尋ねでございますが、現在、安芸高田市高齢者保健福祉計画第3期介護保険事業計画の策定に関する基本方針を定めまして、これに基づいて作業を実施いたしておるところでございます。まず、6月3日に策定委員会設置要綱を公布いたしました。そして市議会の代表をはじめ、30名以内の委員さんをもって委嘱させていただいて、審議機関を設置したいと考えております。

次に新たな介護予防給付、地域支援事業の組み替えについてのニーズ調査、現状分析、サービス料の見込みなどについて業務委託を執行いたし、7月を目途として、現状分析とニーズ調査を実施して参る予定にしております。また、地域へ出まして地域説明会を開催しまして、市民の皆さんのご意見をいただきながら、事業計画策定委員会でご審議をいただき、市議会のご意見も適宜いただいて、平成18年3月の定例会において、保険料の変更を含む介護保険条例の改正案を提案させていただくよう考えております。

それから介護予防の具体的な取り組みということで、具体的事項といたしまして、吉田温水プールをはじめとする関係施設の活用、それから横断的な連携についてのお尋ねでございますが、ご指摘いただきましたように、この度の制度改正の大きな柱といたしましては予防重視型システムへの転換でございます。これは介護状態にならないための介護予防重視していくものでございまして、具体的に介護予防のメニューとして現在示されております事項といたしましては、筋力向上、閉じこもり防止、栄養改善、口腔ケア、転倒予防、フットケアなどがございますが、水中の浮力を活用いたしました機能訓練、下肢の筋力向上など、温水プールを活用したメニューは介護状態にならないための効果が十分に期待できるものと考えております。しかし、現在介護予防サービスにつきましての具体的な事業所指定基準、それからサービス内容等が示されておられませんので、今後、国から具体的な事項が示されましたら事業を委託する福祉法人などと介護予防メニューの内容や実施方法などについて、協議をして参りたいと考えております。

それから介護予防事業など、福祉施策を含めた交通体系整備についてでございますけども、ご指摘いただきましたように、例えば温水プールを活用した介護予防事業を行います場合にですね、現在利用できる施設といたしましては、吉田温水プールと高宮湯の森になると思っております。

先ほどから申し上げましたように、介護予防事業の内容がまだ示されておられませんことから、不透明な状況ではございますが、国からの基準が示され次第、施設への送迎につきましても可能な限りサービスの一部と位置付けて実施して参りたいと考えております。また、介護予防対象者だけでなく、一般の高齢者にとっても介護予防施策の実施が重要なことは言うまでもございません。毎日の暮らしの中で、交通手段を確保できない高齢者へ交通体系を整備し、補償して参りますことは、施設利用のみならず福祉全体の観点からも重要であると認識いたしておりますので、今後の課題と

して受け止めさせていただき、今後の課題と考えております。以上でございます。

松浦議長 引き続き、教育長、佐藤勝君。

佐藤教育長 ただ今のご質問にお答えしたいと思います。吉田温水プールをはじめとする関係施設の連携と活用についてのお尋ねでございました。特に温水プールで申し上げますと、このプールは競技力あるいは体力づくりという観点だけでなしに、新しく設置するとき、健康づくり、あるいはコミュニティづくりの場として、これを活かそうという遠大な計画のもとにこの温水プールがつくられておるといように聞いております。この温水プールの活用につきましては、いろいろとご意見があるわけですが、関係部局と連携をするということが非常に大切だという観点から、福祉保健部やら社会福祉協議会と連携をする中で、去る6月3日にですね、吉田温水プール運営委員会を開催し、各方面の方からのご意見をいただいて、この温水プールをいかに有効的に活用するかということについて論議をいたしました。先ほど市長さんの方から全体的な動きについてもご説明がありましたけども、教育委員会といたしましても単なる筋肉マンをつくるというだけでなしに、健康づくりという面からそれぞれの施設が有効に活用するようにですね、今後一層検討していかなければならないというように思っております。以上でございます。

松浦議長 以上で答弁を終わります。再質問がありますか。

熊高議員 議長。

松浦議長 10番、熊高昌三君。

熊高議員 国の施策ということで、国の施策の方向を待ってというふうなご答弁でしたが、18年の4月にもう既にその法律が施行されるということなんですね。もう1年ない状況で、今あるんですね。審議会等もつくって協議をされとるといことなんですが、特に地域包括支援センターあたりはかなりの準備をしないと、その立ち上げというのは難しいんですね。現場なんか聞きますと、かなり危機感を持って本当にどうすればいいかという状況であるというふうに聞いておるんですね。現場はそういう状況であるのに、行政がやはり方向を示していかないというのは、いかにも私は行政の怠慢じゃないかなというふうな気がするんですね。支援センターにしても1年間の猶予期間が設置にあるんですね。これを1年猶予を持つのか、持たないのかによっても財政の支出に影響も出て来るわけですし、1カ所ほど、3万人に1カ所というふうなご答弁もありましたが、そういったかたちで安芸高田市の全ての状況を網羅して対応できるのか。いろんなかたちはあると思いますけども、私なんか考えるには、旧町単位あたりにですね、最終的にはそういったものをつくっていくということがきめ細かい対応をするというふうな状況になるんじゃないかという気がするんですね。ですから、設置時期とか、設置体制、特に設置も行政が主導でやるのか、または全く民間に移行してやるのか、あるいは行政がある程度設立をして民間に委託をしていくのか、簡単に言えば3通りぐらいのかた

ちがあらうと思いますね。そこらも含めてまったく今、検討されておらないという状況なのかどうか。答弁をサラッとやられて、出て来れば答えるんだというふうに部長思われるんかわかりませんが、もう少し丁寧なね、答弁をされた中で、前向きな議論ができるようなそういった場にして欲しいなという気がしております。

温水プールを例えに挙げて介護予防の取り組みということを申ししておりましたが、これはいろんな観点から見る必要があらうと思いますが、特に介護保険制度が破綻をしてきたという原因にはですね、やはりお金を払っている以上は介護を受けた方が得じゃないかという、そういった意識も我々市民にもあるんですね。だからそういった方向じゃなしに、うまく介護保険を利用して介護予防をしようというのが、この当初の目的だったと思うんですよね。それが置き去りにされて、今5年間経つんですかね。そういった状況の中で介護保険法が破綻をしていくという状況まで追い込まれて来たんですね。そこで国の方もこの状況ではマズイということで、本来の目的の介護予防というふうな方向にやっと向いて来たんですね。ですからそれを各自治体がどう受け止めて、どう取り組みをするかによって各自治体に、先ほど市長が言われましたように異常な影響が出て来るんですよね。ですから自治体が自主的にこういった取り組みをするかしないかで、将来が本当に明暗として出て来るんですね。ですからもっと積極的なこの介護保険法の改正に向かって、安芸高田市としてはこういった方向にするんだというのを早急に示す必要があらうと思うんですよね。

審議会で7月に結論を出して、またそれからやるんだということで、果たして4月に間に合うかということを見ると、非常に難しいと思うんですよね。現場の声も当然聞きながらやっておられるというふうに思いますが、そこらの取り組みというのをもう少し丁寧に市として本当に考えておらんなら大変なことですが、もっと多分現場としては課長もいらっしゃいますけども、考えておられると思うんですよね。そこらをもっと少し聞かせて欲しいというふうに思います。

松 浦 議 長 　ただ今の再質問に対し、答弁を求めます。

福祉保健部長、福田美恵子さん。

福田福祉保健部長 　はい。ただ今の熊高議員さんの質疑でございますけども、受け身の態勢でなくて積極的にそういう計画についても取り組みをしていかなければなかなか行政としてもいけないのではないかとございまして、全くそのとおりでございますが、早速にですね、この度、20日の常任委員会の方で策定委員会要綱につきましても計画書につきましても説明をさせていただいて、近々に委員さんを出していただきまして、会議を開くようにいたしております。そうしたかたちの中で、早くそうした取り組みをしていきたいと考えております。

また、詳細につきましては、課長の方から答弁をさせますので、よろしくお願いいたします。

松 浦 議 長 　引き続き高齢者福祉課長、沖野和明君、答弁を求めます。

沖野高齢者福祉課長 議長。10番、熊高議員さんの再質問にお答えをいたします。ご指摘のように、来年の4月の介護保険法の改正に向かって期間が日々短くなっている状況でございます。ご指摘をいただいておりますように、国からの方針の確定を待つて臨むのでは、期間が充分足りないのではないかとご指摘でございます。担当課といたしましても現在、国からの資料が来ていない状況の中で、今内部の方で今示されておる事柄を中心に検討はいたしております。たちまち部長の方からありましたように、基本方針を定めて、一応推進体制の確立をさせていただきました。20日の常任委員会の方でご説明をさせていただきますして、1年間のスケジュールの方で進んで参りたいというふうに基本方針を定めております。

なお、今回の改正の主なものは、地域包括支援センターの方で介護予防の推進が中心でございます。市内の現在の在宅介護支援センターの協議会においても、こうした新しい動きに対してどのように対応すればいいのかという不安をお持ちになっているということは充分聞いております。

現在、地域包括支援センターにつきましては、職員で申しますと3名体制で介護保険の財源をもとに運営をしていくという考え方が国から示されております。確かにご指摘いただきますように、地域に密着したサービスを推進するという事は、旧6町の中へ1カ所ずつ置くということが一番サービスの充実になるというわけでございますが、介護保険料の財源をもとに実施をしていきますので、これも充分な議論をしていかなければいけないというふうに考えております。

また、設置主体につきましても、職种的には市の職員だけで賄える職種構成になっておりません。あるいは社会福祉法人だけでも職种的に賄える職種になっておりませんので、今後市内の関係機関、充分協議をさせていただきますして、どういう体制で組織を構成していくか、議論をさせていただきますしてというふうに思っております。また、介護予防の関係の中で、現在サービスを被保険者の方に充分使っていただいておりますのが現状でございます。ご指摘いただきますように、給付費が非常に伸びて、そのことがある意味では介護保険の全体的財源を逼迫していることも現実でございます。国の方針にありますように、また市長の答弁にございましたように、介護予防、介護状態にならないための予防を前段から充分実施していくということで、介護保険の総給付費を抑えていくと、こういう考え方が国にもございますので、その方向で早急に介護保険の事業計画の策定委員会の中で原案を示させていただきますと、こういうふうにも考え、またあるいは市内の事業所等と新しい新予防給付の事業の組み方について、市内の事業者等と協議をさせていただきますと、こういうふうにも考えております。

いずれにいたしましても、来年の4月の法改正に間に合いますよう、最大の努力をして進めていきたいと考えております。よろしくご理解のほう、よろしく申し上げます。

松浦議長 以上で、再質問の答弁を終わります。再々質問はありますか。

熊高議員 議長。

松 浦 議 長 10番、熊高昌三君。

熊 高 議 員 靴の上から足を掻くような、なんかそういった感じを受けるような答弁であります。国の方向の中でということでもありますから、本当はもっと詰めた議論はされておるといように予測はしておりますが、特に私が一番心配をするのは、先ほども申し上げたように、地域包括支援センターですね、この立ち上げが一番大きなポイントになってくるんですね。ですからこの中身をどんなふうにするかという議論はもう既にやっておく必要があると思いますし、特に1年先延ばしにしてという、そういう制度を使えばですね、準備期間というのは充分あると思いますが、そうすれば介護保険料がそのまま財政に負担がかかるんですね。早くすればそういった負担もなくなるけども、とても今の状況では準備不足で立ち上げることができんのではないかと思うんですよね。そこらあたりの議論もまだできてないのかということ再度お伺いしたいと思います。そこまでできていなかったら、本当に1年先送りをしてその地域包括支援センターをつくっていくという中で、しっかりと現場の声も聞きながらですね、住民の声も聞きながら、本当に市民の皆さんに喜んでいただけるような包括支援センターというものをつくる必要があるかと思うんです。そこらの考え方を再度聞きたいと思いますが、今度の地域包括支援センターというのは、もう全てのことを網羅するような状況の中で出て来るんです。子供の事、あるいは身体障害者の皆さん、あるいは知的障害者、精神障害者、高齢者。高齢者だけというイメージで捉えておられると思いますが、法律が改正される中身を見ても、本当に全ての市民のニーズに応えるようなセンターをつくらんといけんというふうな方向を示しておるんですね。それにしても、今の段階でまだ方向は決まりませんというのは、国が方向を示すまで待つということにも程があると思うんですが、そこらの部長あるいは課長あたりの取り組む姿勢を、再度確認をしておきたい。20日の文教厚生常任委員会でしっかり議論はしていただくと思いますけども、一刻を争う、そういう状況だということは、認識をしていただきたいというふうに思います。

先ほど、教育長、2回目で質問するのを忘れておりました、3回目でもう1回やらせてもらいますが、プールの分ですね。6月3日ですか、運営協議会をやられたということで、話しも薄々聞かせてもらいましたけども、積極的にそういった意見を取り入れて、新しい流れをつくっていかうという姿勢で、評価をさせていただくんですが、私も言うばかりじゃいけないので、現地の方でいろいろ利用させていただいて、回数券が1回なくなって2回目を買いましたから十数回行きました、2キロぐらい体重も痩せましたんで、ますます元気にこういう議論ができるんですけども、行って見てですね、横断的な取り組みという以前の施設の外部委託をしとるわけですけども、対応というのがやはり公務員体質と言いますかね、そういった感じでの非常に対応が目立つんですね。これは地域事業団にどれだけの権限を与えとるんかということになるかと思うんですが、行って、毎回住

所、氏名、年齢を書かにゃあいけんのですね。こういったことを早くなくして欲しいというのは、私だけじゃなしにいろんな利用者が申し上げとるんですね。そういった改善も、そういった運営協議会をなされても、まだなおかつできとらんということですから、誰がどういう権限を持ってそこの改善をするのか。三次あたりも行ってみましたが、三次あたりはそういったものを書くところもなかったですね。いろんな施設の検討もされとると思うんですけども、そういった施設の活用のあり方自体をですね、早急に改めていく。でないとなればやっぱり市民が1回来て、また行こうというふうなことにならんと思うんですね。特に先ほどもいろいろ議論の中にあつたように、市長も言われたように、どうその健康づくりを指導していくかというのが非常に大きなポイントになってこようと思うんですね。これは担当の課の部長さん、それぞれあると思うんですが、やっぱり指導者がいかにしっかりするかということが、この取り組みに対して非常に大きなウェイトがあると思うんですね。あそこにも指導者がおりますけども、まだ経験の浅い若い指導者でありますんで、いろいろ話をしてもこれからというふうな状況なんで、彼を責めるわけにはいきませんから、やはりこれはトップの方からこういった体制をつくるのがいいのかという議論をですね、しっかりした中でそういった方向を示してやらないと現場が困ると思うんですね。ですからそういった現場の声をしっかり吸い上げながら、市民が行きやすい、使いやすい、リピーターとして行きたいというような、そういった状況を是非つくってもらいたいと思うんですね。これはサッカー公園との連携も含めてですね、いろいろ課題は具体的には申し上げていますんで、そこらをもう少し運営委員会でどの程度協議されたのか、まず立ち上げなんでそこまでの議論はまだされておらないかもわかりませんが、これも置いておく状況にはないというふう思うんですね。

特に5番目で書いてありますように、それぞれ地域の人を、教育分室がそれぞれ5つ6つあるわけですから、その地域へ分室が出て、お客さんを営業して連れてくるんだというぐらいのですね、やはり取り組みがないと、まちの姿勢では待っていたんでは、市民は行きにくいと思うんですね。特に今のような施設の状況ではなおさらですね。ですから美土里町の分室であつたら美土里町から月曜日は20人ほど午前中はお年寄りの人を歩行プールに連れて来るんだと。午後は女性を中心に20人ぐらいまた来てもらうんだと。夕方は若い人を中心に使うんだと。そういった具体的な方向を示して、仕掛けていかないと、プールというのは動いていかないと、特に思いますね。そのためには交通網のやっぱり体制というのでも必要だと思うんですね。バスが出るから20人この地域から来て下さいというようなかたちを、具体的に仕掛けていく。この外出支援サービスとか介護タクシーとかいうもの以外にですね、シルバー人材センターにバスとかあるわけですから、ここらを使って、もう毎週切れ目ないように、各旧町単位で人数を集めてくる。そういったやっぱり目標数値も定めてですね、取り組む必要があるんじゃないかというふうに思いますんで、そこらのお考えにつ



いても再度お伺いしたいというふうに思います。

松浦議長 　ただ今の再々質問について、答弁を求めます。  
福祉保健部長、福田美恵子さん。

福田福祉保健部長 　はい。地域包括支援センター設置についての再度の質問でございますけれども、この計画に関わりますワーキンググループを設定いたしまして、先般それぞれ担当、先ほど言われましたように高齢者福祉ばかりでなくして、保健医療課、そして社会福祉課の障害者福祉の関係もございまして。そういったかたちの中で財政、企画、それから各支所の市民生活課の担当の方とも、ワーキンググループをつくりまして、法改正によりまして18年4月1日の設置に向けてですね、設置できるように、取り組みをいたしております。以上でございます。

松浦議長 　高齢者福祉課長、沖野和明君。

沖野高齢者福祉課長 　議長。ただ今部長が答弁を申し上げましたように、先日ワーキンググループの中で、部内の協議を開始したところでございます。また、地域包括支援センターにつきましても、運営協議会を設置し、公平、公正な運営ができるよう、取り組みをするようになっております。この運営協議会も早急に立ち上げまして、国が示しております18年4月1日、これに認定業務あるいは地域包括支援センター、あるいは予防サービスの提供事業者、この3者が一体となって新制度が始まりますよう、市としても最大限の努力をして参ります。

松浦議長 　引き続き、教育長、佐藤勝君の答弁を求めます。

佐藤教育長 　それでは、先ほどのご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。まず、プールの施設の対応の問題でございますが、まずサービス機関であるという意識をもって、職員がですね、この職務に当たっていただかなければいけないというように思いますし、様々な意見がございまして、そのことについてはですね、教育委員会として事業団の方へこういうふうな意見があると。改善できるものは早急に改善してもらいたいと。例えば先般、プールへ行ってみますとですね、かなりの高齢の女性の方が水泳から上がってこられたんです。「どうですか、サービスは」と言いましたら、「監視の方がおられるんですけども、たった1人で泳ぎようるんだから、できれば、こういうふうな泳ぎ方をすればよく泳げるようになるんだが」というような、アドバイスをしてもらったならば、助かるんだが」という話を聞かせてもらいました。早速ですね、帰ってそのことをですね、お話しをいたしますと、「監視とそれから水泳指導は役目が違うので、同じようにはできんということは教育長さん、理解をして言うて下さい」ということがありましたので、人員も含めましてですね、指導の時間等も考えながら、有効な活用ということも考えていかにやあいけんだろうと思っておりますし、閉館時間前になるとそそくさと後始末をして、早く帰れと言わんばかりの動きがあるということも聞いておりますので、その点についての改善もですね、話をしたところであります。要は、つくったばかりでなしに、我々も行ってみまして、その様子を見ながらですね、また皆さん方の声を聞きなが

ら改善に努めていきたいと思えます。

なお、プール運営委員会です、いろいろなご意見をいただいたんですが、その中で先ほどのご質問に関係あることを申し上げますと、例えばですね、運営費、料金などについてでございますが、小中学校のプールも市内には数多くある中で、一気にプールの集客ということは難しい。しかしながら月間や年間の会員制について考えるべきだというご意見をいただきました。特に温水プールは冬季期間中でも利用できるという他のプールにない特色があるわけでございます。先ほどの質問にもごさいますように、行く度に住所氏名を書くというようなこともありますので、この点につきましてですね、改善できるところから早期に改善を図っていきたくて思っておりますが、ただ、書いていただくのはどういう主旨があるかということについても、少しは理解いただきたいと思うんですが、健康状態についてですね、どうなんだろうかということは、やっぱりそこを管理しとる者にとっては心配なということもあるからお願いしとるという点もあるんだという話しもですね、そのことを話をしたときに私の方で聞いたとるので、そういう点もあるんだということを少しご理解をいただいたらなというような思いを持っております。

それから、教育分室等の方です、募集をかけながら有効的な活用を図ったり、時間帯を考えての有効的な活用を図っていくということがありました。確かにそういう点についてはですね、我々も参考にさせていただいて。すぐというわけにはいきませんが、そういうことも考えながらもう少し温水プールの有効的な活用、他の施設等についても有効的な活用について努力をしたいと思えます。

数値目標につきましては、先だつての答弁の時にもお答えをいたしましたけれども、ベースになる数値を集め、そしてさらなる改善を図っていくための是非ともそういう方法というのは考えていかなければならないというように思っております。以上でございます。

松浦議長 以上で、熊高昌三君の質問を終わります。

お諮りいたします。

この際、1時まで休憩といたします。

~~~~~

午前 11時58分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~

松浦議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。  
続いて、通告がありますので発言を許します。  
20番、亀岡等君。

亀岡議員 20番、新政会所属の亀岡等でございます。通告の3点につきまして、市長にお伺いをいたします。

まず最初は農道の舗装についてであります。市内には未舗装の農道が多く残っており、舗装の早期実施が望まれているところであります。各ほ場

ごとの同一条件化を目指した、ほ場整備事業の主旨や目的に照らしてみれば、農道の舗装済みと未舗装では関係者の利害は正に100%相反しており、それゆえに早期実施が強く求められているところであります。

そこで、市におかれては、市内全域の未舗装農道を調査され、市の財政事情も考慮しながら何ヵ年かの計画をもって舗装事業を実施をされてはどうかとも思うわけであります。舗装済みにおいても、その事業費については受益者による一部負担もあれば、全く負担なしの場合もあり、今後そうした面の工区ごとにおける関係者の負担の調整も必要になってくると思うわけであります。そのような場合、市の指導が欠かせない条件となりますが、早期に事業推進を進める場合には当然予想されることではないかと考えます。

いずれにいたしましても同一工区内における相反する利害と格差の発生は、これからの地域づくりの視点からしても好ましいことではなく、その面からも舗装の早期実施とそれに伴う行政の指導と支援が強く求められていると考えますが、市長の所見を伺います。

2点目の質問は、地域づくりと市行政の指導についてということで、行います。現在、市が推進されている地域づくりの方針、すなわち住民と行政の協働のまちづくりの方針は、住民が計画をまとめればそれが実施可能であるかの印象を市民に与えている傾向があります。そのような中で検討や協議が行われている状況もございます。しかし、具体的に事業実施や取り組みとなりますと、やはり財政面や全市的な施設の配置あるいは既存施設や遊休施設の活用の問題、または将来における維持管理運営費等の問題などがあり、戸惑いが出て来て結論を出し得ない状況もございます。また、そうしたことは行政側としても住民による計画を受け止めがたいものもございます。住民と行政の協働のまちづくりと言いながらも、やはり基本的には市が住民自治、地方自治に責任を持つ立場から、地域づくりの構想をはじめ、各分野の行政施策と施設のあり方などについては、全市全域を見渡した見地に立って、明確な方向性を打ち出し、市民による地域づくりの前にそれを示していく、そういった主導性を持つ必要があると考えますが、これについての所見を伺います。

3番目の質問は、職員互助会への公費の支出についてであります。今日深刻な財政難の中、職員互助会への公費支出が注目されていることは、既にご承知のとおりでございますが、行財政改革との関係もあります中で、これに対する本市の見解と今後の対応等について、お伺いをいたします。

松浦議長 ただ今の質問に対し、答弁を求めます。

市長、児玉更太郎君。

児玉市長 はい、議長。ただ今の亀岡議員さんのご質問にお答えします。

まず、農道の舗装についてというお尋ねでございます。舗装事業はその地域の皆さんの生活に非常に密着した事業でございます。1日でも早く待ち望んでおられることと思います。農道改良事業やほ場整備事業などで施行いたします農道につきましては、できるだけ早くその事業の中で舗装を

計画実施しておるところでございます。特にほ場整備事業では、その事業実施地区において協議をしていただき、より生活に密着して利用度の高い路線をそれぞれ地域の話し合いによって了解を得ながら路線を優先して実施しておるところでございます。さらにその事業で実施できなかったところにつきましては、各支所との協議調整を行い、単県費の補助事業や市単独補助事業によりまして、計画的に行ってきておるところでございます。

また、平成17年度から3ヵ年計画で農道台帳の整備を行う計画でございます。この台帳整備が完了いたしましたら、整備管理計画を立ててそれにつきましてもより計画的に実施して参りたいと考えておるところでございます。現在のところは補助事業では単県の補助事業が中心になるわけでございますが、かつてのようななかなか予算の付が悪いというようなこともございまして、一気にこの舗装事業も進まないというのが実態でございますが、順次計画を立てて進めていきたいと、このように考えておるところでございます。

それから、地域づくりと市行政の指導についてというお尋ねでございます。安芸高田市のまちづくりには、自らの地域は自らの手でという自立的な住民自治活動を育成支援し、地域の課題を行政とともに克服していく取り組みが必要と考えております。それぞれの地域振興組織におかれましては、住民自らがワークショップや住民アンケートを実施され、地域の振興計画を作成されている地域もございます。また、美土里町におかれましては、小学校の統合に伴う4小学校の跡地利用計画が策定されつつあります。こうした中で過大な施設計画や今後の管理運営において、大きな課題となるような計画が策定されているようなケースなども見受けられ、一部においては議員ご指摘の懸念が生じておると認識をしております。行政といたしましては、市建設計画や総合計画に示しておりますそれぞれの地域の発展方向を基準とし、地域資源とポテンシャルを分析しながら、それぞれの地域の安全・交流・福祉・産業の分野において総合的で実現性のある計画策定にしていく必要があると考えております。このためには議員ご指摘のとおり、行政としての基本的な方針や考え方をお示しすることに、しっかりとした連携と指導を果たす必要があると考えており、そうした意味におきましても各支所においております地域振興課の役割を大きいものと認識をしております。

特に施設につきましては、整備された施設が将来的に市や地域の大きな負担となり、持続的な地域活動の阻害要因とならないように、その整備手法や維持管理について地域と十分に協議することが重要であると思っております。

地域の提案により整備する施設が地域の財産として位置付けられ、主体的な地域の関わりによって管理運営が行われて、地域活動の拡充に資する施設となりますように、地域振興組織との連携を図り、事業化に向けて取り組んで参りたいと考えております。

特に、先般、美土里町におきましては、美土里地区の4振興会の皆さん

が地域づくりの発表会をされました。私もそれにちょっと遅れて参加をさせていただいたわけですが、初めの発表は聞かせていただかなかったわけですが、私が聞かせていただいた地区の発表については非常に前向きで、しかも将来の運営も考えた本当に地についての計画が発表されておるといふように感じたわけですが、一部ご心配のようになり規模の太い提案をされておる地域もあるやに聞いておりますので、そこはその地域が提案されたものがそのまま我々としては受け入れるわけにはいかないと。やっぱり将来を考えながら本当に役立つもの。それから地域が管理をしてもらって負担にならないものと、そういうなかたちものを、有効なものを今後やはり整備をしていく必要があると、このように考えておるところでございます。

それから、3番目の項の市の職員互助会への公費の支出についてというお尋ねでございます。本市におきましても職員互助会への助成といたしまして平成17年度予算に310万円を計上いたしております。職員互助会につきましては、地方公務員法第42条の規定に基づいて設置義務を持つものでございまして、本市では特別職を含んだ全職員を対象に組織いたしており、会員相互の親睦慶弔、その他厚生に関する事項について計画立案し、事業等を実施いたしております。なお、本市の公金支出につきましては、職員負担額と同額といたしているところでございます。このことにつきましては、一部他団体の突出した取り扱いなどから、注目をされているところでありますが、本市といたしましては、今後も公正な公費支出の観点から事業内容の精査などを実施して参りたいと考えておるところであります。

以上、答弁をさせていただきましたが、その他、補足説明につきましてはそれぞれ担当の部長の方からさせていただきたいと思っております。

松 浦 議 長 以上で、答弁を終わります。

再質問はありますか。

亀 岡 議 員 議長。

松 浦 議 長 20番、亀岡等君。

亀 岡 議 員 市長の答弁を聞いておりますと、少し農道の未舗装に対する関係がですね、積極性に欠けているのではないかというふうに思わざるを得ないのであります。今示された考え方はですね、これまでずっとですね、そういうふうな考え方なり、取り組みで進められてきておって、現状になっておるわけですね。とりわけほ場整備が始まりましたからはですね、この先ほど申し上げましたように、各ほ場とも、あるいはその工区内がですね、同一条件の下で農業経営を進めることができるというのが、その整備事業の目的の中でのですね、大きな柱でもあるわけですね。早い時期にありましたほ場整備が始められた時点から言いますと、既に二十数年、30年近くにも経っているところがあるのではないかというふうに考えますが、未だにですね、そこに未舗装の農道があるという実態がございまして、もちろん行政もこの事業実施には鋭意努力をされてきたわけですが、ただ、財

政事情なり諸般の事情からですね、一気にこれを進めるということは、ほ場整備の事業に併せて行うというようなかたちではですね、できなかったことは、関係者も充分理解をしておりますし、また現時点におきましても財政事情によってそういったわけにはいかないというのは、充分承知されております。

しかしですね、この例えば未舗装に関係するその場所に関係するですね、農業の経営者、その線の利用者等の立場から言いますと、一体この未舗装はこれからどうなっていくんかと。確かに年々少しずつではやはり舗装も行われていくんであろうと。いつの日かはできるんであろうというような受け止め方しかですね、できないんですね。

私は、今大事なことは、やはりそこに関係する農業者なり利用者、その方たちがですね、いつの時点には整備が、あるいは舗装ができるんだろかというようなですね、見通しに立ったですね、そういうことに行政は取り組みをしていかにゃあいけんのじゃないかと。努力はしていくんだと言いましても、関係者にとっては具体的にどうなっていくのかというのがですね、わからないんですね。

また、これまで実施されてきたことを見ますと、例えば県道なり町道なりですね、旧6町において行われてきたことを見ましても、それに通ずる農道、それは優先してやりましようとか、限られた財政事情の中でやるわけですから、何らかのですね、実施基準を決めていかにゃあいけんというようなことからですね、そういったこと。行き止まりの農道は当面できませんよとか、いろいろなかたちでですね、また財源においても先ほど話がありましたように、単県補助とかあるいは単独町費というのはなかなか少ないわけですが、様々に工夫はされてですね、やってこられたわけですが、今現在残っている未舗装の農道はですね、そういったような取り組みがなされた中で残されてきておる。農道でありますから、じゃあこれから順番はどこにしていくなとか、いくのかとか、いつごろ全体を仕上げていく計画なんかといったようなことは、正にできてないんですね。こういったことをですね、具体的に実施計画をつくってですね、その方針を関係者に示していくと。

私はこのことはですね、これからの行政にとって極めて基本的な大事な取り組み姿勢ではないかというふうに思うんですね。また、農家の側においてもですね、先ほども申し上げましたが、全くの無負担でですね、立派な舗装ができておる。たまたまそこに農地を持っておったんで運が良かったんだと言えばそれまでですね。しかし、特にほ場整備事業は申し上げましたように、協働の事業としてですね、工区内が同一条件のほ場条件にしていくとかですね、いったような非常にまあ一口に言えば高い理想を求めてですね、起こした事業なんですね。これ、みんなが意志を一つに固めたからそういうことが、画期的なことができたわけありますから、そういったことに照らしてみましてもですね、じゃあ、舗装はその時に併せてやる事業じゃなかったんだと言ってしまうえばそうですが、やはりそういった

工区を決めてやってきた事業であるならばですね、一方では完全に遅うなって、管理においても手前費用がかからないと。しかし、片方はですね、豪雨があれば路面が痛みですね、痛みの修理を行わなきゃあならんし、場所によっては草刈りを、路面の中をせにゃあならんというようなこともあるわけですし、いつも市の方として主張されますが、みんなが心を1つにしてですね、地域づくりをやっていくんだと言いましてもですね、基本的なところでお互いの中に思いが一致できないような条件がですね、存在してはいけないんだと。私はこれからはですね、やはり行政でも平準化を進めて行かれますが、地域の実情の中でですね、そこに済む住民がお互いに気持ちよさを1つにできるようなですね、施策を行政は進めていくと。例え期間的には長期にかかりましてもですね、その工区、その工区でまとめて行きましても、私はできると思うんですね。何年度はどこをやっていく、その順位を決めていくことは、関係者が寄ってですね、話し合いの結果決定しても良いと思うんですね。問題はやはり関係者が先に希望と明るさを見出すですね、そういう取り組みを行政はやっていくと。これは個人ではできないんですね。政治がやらなければ。政治は個人でやれないことを方向付けてやることのできる、そこに政治の力というものがあるわけですから、私は特にですね、この際、具体的に調査をされてですね、一定の調査や実態把握をしておられるわけですが、実際にそのことのための調査を展開して、具体的計画を立てる必要がある、このように思うんですね。

先ほどのご答弁ではですね、何ら今までの取り組みと変わらないようにですね、受け止められますので、この点、改めてですね、それを具体的に実施をしていただきたい、こういうふうに思います。この調査についてはですね、旧町単位あるいはほ場整備工区単位、どこにどのような路線の農道が未舗装であるとか、これを把握するのはこれは本当にみやすいことのように思うんですね。問題はやる気があるかないかということのように思うわけでありませう。

それからですね、ほ場整備に関係したことが主のような質問の仕方になったわけですが、ほ場整備ができない、あるいはしていない、されていないところのですね、地域にある農道、これらについてもですね、やはり具体的な今後のですね、方針をこの際示して行かれる必要があるというふうに思うわけでありませう。

2点目の地域づくりと行政の指導という点につきましては、やればですね、この住民の取り組みと言いますか、もちろん行政と協働というかたちになっておりますが、その中で起きている事態、これを認識をされておいでになるというふうに受け止めておりまして、そういう中からですね、今後充分市の方針を示すべきは示していくということでございますから、あえて問題を指摘させていただくようなことはないと思うわけでありませう。答弁されましたような考え方でですね、今後取り組みを進めていただきたいというふうに考えませう。

3番目の件であります、互助会への公費の支出、先般来、新聞等のそ

ういった関係した記事などを見ますと、県の段階でもですね、全廃しているというようなことを言われているところもありますが、何はともあれ、市民の皆さんから見られてですね、行革が盛んに行われていく厳しい中でありまして、充分そういった点もですね、検討されまして、信頼される施政であり、また職員体制であるというふうな方向で進んでいただきたい、かように思うわけでありまして。

以上についてお尋ねをいたします。

松浦議長 以上、再質問がありました。答弁を許します。

市長、児玉更太郎君。

児玉市長 農道舗装の問題につきましては、我々もできるだけ住民の期待に応えられるようにということで、考えておるところでございます。今までやってきた状況とか、制度とか、そのようなことについては具体的に担当の部長の方から、もうちょっと詳しく説明をさせていただきたいと、このように思います。

それから、互助会への公費支出の問題については、ご指摘のようにかなり新聞等でも取り上げられておるわけでございますが、他市町の状況等も勘案しながら我々も考えていきたいというように考えておりますし、当然、正すべきは正していくということになるかと思っております。

担当の部長の方からちょっと状況についてご報告を後ほどさせていただきたいと思っております。

松浦議長 ただ今の質問について、答弁を求めます。

産業振興部長、清水盤君。

清水産業振興部長 それでは、農道舗装の状況についてお答えを申し上げます。農道舗装の整備につきましては、先ほどご質問の中でありましたように、地域の皆さんにとっては非常に密接した事業であろうと思っております。農作業の面におきましても、舗装、未舗装におきましては非常に荷傷みでありますとか、いろんな状況の違いも出て参ります。そういった意味におきましても、舗装の整備を急ぐということは、ほ場整備あるいは農道改良の済んだ地域から順次ですね、整備をしていくということでこれまでも取り組んで来させていただいております。これまでの整備の方法につきましては、先ほど市長の方が申し上げましたが、旧町の時代におきましては国庫補助事業においても農道舗装の事業がございましたが、現在では先ほどご質問の中にごございましたように、単県による補助事業で現在事業実施をしておる状況でございます。財政面におきましても非常に厳しい中で、財政的な有利な制度を活用しての事業の取り組みを行って参っております。県の予算におきましても、ご存知のように年々削減の方向に進んで参りますが、昨年は大体6千万強の予算を舗装事業に充当させていただいております。今年度も昨年同様、県の方に農道舗装の予算の要望をしておりますが、まだ内示はいただいております。

ご質問の中にもございましたように、確かに地域によりまして舗装済み、未舗装の路線がそれぞれ残っております。これらにつきましては、先ほど



市長が答弁を申しあげましたように、整備順位につきましては、地域とそれぞれ協議をしながらですね、路線の決定をして、これまで整備をしてきておりますが、確かに全体的な整備の計画というものが立てておらないという状況でございます。何年先にこの路線が舗装になるかというようなことが確実に掴めてない状況であります。答弁で市長が答弁を申しあげましたように、17年度から農道台帳の整備の事業に取りかかることにしております。当初予算でその一部も予算を可決していただいておりますので、この台帳の整備が完了いたしますと、その整備計画についてもですね、具体的な年次計画がお示しができるんじゃないかというふうに思います。その農道台帳の整備の方を早急に完成をさせまして、農道の舗装計画を立て、関係の地域の皆さんへご提示をさせていただくと、ということの取り組みをしていきたいというふうに思います。

また、ほ場整備以外で整備をしたところ、あるいは古く事業で改良した農道というようなところも、あるいは未舗装で残っておるといような状況がございますが、これらにつきましても同じような扱いで農道台帳の整備を行って整備計画を併せて立てていくというふうにしたいと思います。

それから、受益者負担ということもご質問の中にごございました。現在は単県事業を使いまして半分の残りの負担につきましては、市費で対応しております。このような状況の中でございますので、そういった受益者負担というようなところにつきましてもですね、今後併せて検討させていただきたいというふうに思います。以上でございます。

松浦議長 引き続き答弁を求めます。

総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 職員互助会に対します公費支出の関係でございます。合併前、旧6町、こうした職員に対する福利厚生事業につきましては、地方公務員法の第42条の規定に基づきまして、職員の福利厚生事業をですね、実施していたところでございます。本、合併によりまして市としてのですね、この福利厚生事業というものも計画をさせていただいたところでございます。ただ、先進であります他市等の事例もですね、見させていただき、本市スタートと同時にですね、この職員の互助会制度につきましても、公正な負担割合の中です、取り組みをさせていただいたところでございます。本年度予算につきましては、310万の予算計上をさせていただき、職員の負担もですね、それ相当分ですね、同等額の負担という中で、会員の親睦のまた慶弔、一番大きな課題であります合併等の混乱期、職員等ですね、やはり健康管理等がですね、非常に大きな問題になるんではなかろうかと思っております。合併後におきましても、やはり6つの町が一緒になったわけですから、職場環境の問題、やはり精神的な関係、そういうところもございまして、今後におきましてもこの事業の実施につきましてもですね、充分職員の執務に影響のないような、充分達成できるような取り組みですね、計画も実施していきたいというふうに考えております。

ただ、公金の支出ということでございますので、ご指摘いただきますよ

うに他の団体等もですね、あらゆる面でこうした問題点も注目をされており、また指摘もされておるような状況もございますので、本市といたしましても、公正な公費の支出の観点からですね、充分計画につきましましては精査をさせていただき、実施をさせていただきたいというように思っております。よろしく願いいたします。

松 浦 議 長 以上で答弁を終わります。再々質問はありますか。

亀 岡 議 員 ありません。

松 浦 議 長 以上で、亀岡等君の質問を終わります。  
続いて通告がありますので、発言を許します。

14番、入本和男君。

入 本 議 員 議長。先の通告に基づきまして、14番、あきの会、入本和男、3点につきまして一般質問させていただきます。なお、質問に先立ちまして、世羅甲田線信号機の件がありましたが、安全推進課並びに市長さんの方の後ろ盾がありまして、この度の6月末に児童並びに地域の皆さんの安全を守るための信号がつけましたことを、お礼を申し上げたいと思います。

さて、私この度の指定管理者制度についての公共施設公募する考えはないかと同つとるわけでございますけども、この度の3点の質問は、我々市民の声を代弁するものでございます。本来なら公共施設を指定管理者にするということは、市民にとっては負担が増えるということで、マイナス要点ではございますけど、既に3月定例におきましては、2件の指定管理者同意が出ておるわけでございます。その中でやはり私たちも考えなくてはいけないのは、財政、財政と先ほどから厳しい中を言っとられるのは事実であります。

ある集会所の建設にあたりましては、予算のないところから旧甲田町時代では100万という予算でございましたけど、地域がどうしても必要なというかたちで、ある地域では30万、ある地域では50万を分割して700万から600万の集会施設をつくれとるケースもあるわけでございます。そうすることによって、やはり地域のコミュニティを図り地域の活性化の場所になつとる地域もあるわけでございます。

この度15年度ではございますけど、決算書の中のページ数で申しますと、財産に関する調書の中で297ページから390何ページの72ページにわたってですね、公有財産が詳しく書いた町もあれば簡単に総括したところもありましてですね、非常に土地建物、物品等がですね、眠つとるものがたくさんあるように思います。これをオープンにすることによってですね、中には地域のアイデア、または民間企業によってですね、眠つとる財産が活かされるのではないかと。そういうものを公表されてですね、やはり地域のアイデア、そういうものを有効に現在協働のまちづくりと言いながら、やはり市の財産をオープンにすることによってですね、ある面では活路が開ける面が出て来るのではないかと。ご存知のように、振興会の大前提は川根でございます。それを目標にして先ほど美土里町でも大きなプロジェクトができておるといような声も聞いておりますけど、これ

もやはりどこかの先進地の振興会の大きな飛躍があつてのことだと思えます。非常に財政財政と、銭がないと言えは物事が終わるとい時代は終わつていと思ひます。現在、知恵を出して欲しいと、汗を出して欲しいという中でですね、この72ページの中の財産というものは、既に処分をしないで博物館にいかなくてはいけない物品もあつたりですね、皆さんがこの財産があるんなら、この地域で有効な土地を使い、施設を使うということもあるのではないかと思ひましてですね、この公募というものは非常に市民にとってマイナスというイメージが強いかわかりませんが、財政難の折りに指定管理者制度を設けることによってですね、市の財政の圧迫を下げ、また地域の活性化に一応なればというように考へております。

私は現在市民の声から、職員があんたあ多いんじやろうがと言われまはすけど、その多い人数の中でもですね、こういう市の財政管理の運用プロジェクトをつくつてもですね、充分対応できるものがあり、市の中にはそういう優秀な人材があると思ひます。やはり今からは人材を出向というかたち、愛知県足助村なんかはですね、そういう施設に行つて出向で市民とかけあい、1つの管理を任せられ運営するとい、実際にやつられる地域もあるわけでございますので、安芸高田市としましてもそういうところに着眼し、個性のある地域づくり、まちづくりを目指されてはいかがかというものでございます。そういう点につきまして、この公共施設に公募する考へはないかという点を伺つておるわけでございます。

次に、郷土資料館でございますが、この郷土資料館もですね、ここでは広報の去年のですね、広報紙の中で美土里町におきましての地域の中で、そういう懇談会の中で、美土里町にも個人のものがあるけどどうするんかと言つたら、市では建物は管理できんけど、中身の内容によってはある程度資料の提供を得て管理してもいいものがあるのではないかというふうに検討するといのかたちで、保留になつたらうかと思ひます。

また、甲田町には安芸高田市歴史民俗資料設置条例、管理条例の中にですね、本館が当然吉田でございますけど、分館として設置条例の中に位置づけをされております。しかしながらこの建物は、非常にもう屋根に上がつて修理もできないような状況にあるわけでございます。この文化資料と言ひましても、ただ私が資料館だけをここで立ち上げておりますけど、やはり先日の資料を見させてもらひますと、安芸高田ふるさと紀行とい、歴史と伝統ガイドいのが出ておりますけど、私は教育委員会から出たんかなと、この資料を見させてもらうて、なんとそれ産業振興部の観光課が出されるマップなんですよ。その中に掘り出し物と言つたらおかしいんですが、ひしね神さんいのが向原にあるようになつたります。これはですね、資料を見ると広島県名水泉の1つというように大きく、これは大きな市の財産、地域の財産で、これを利用すればですね、かなりの財源を生み、また観光的な面も位置しですね、活性化になるのではないかと思つたります。これはこの要綱を見させてもらうてですね、あそこに看板が書いてあつたんですけど、見るとですね、このパンフレットに載つたら景色

とですね、現在の景色は全く違う状況になって、案内板がですね、もう足下が崩れて倒れとる状況です。そこの中には非常に書いてあるんですね。このひしね神さんというものは、ひしねはもとより、あせも、水かさなど、皮膚病によく効いて、日曜日など子供連れで参拝し、この水を味わっているところや、一升瓶に詰め込んで帰る人も多いと。また病人はこの水で薬を飲めばよく効くと喜んでいて。非常にこれはですね、さすが広島名水の1つと言われるぐらいの、ただ現在よく水に関してはですね、非常に住民も感心を持ちながらあるものでございますけど、これが果たして正しいものなのか、どうなのか、これを果たして飲んでもらうてもいいものなのかどうなのか、水質検査が済んでこういうことをされておるんか。とてもじゃないが、管理状況を見るとですね、こういうことをうたっておくのは、何か私はちょっと見た感じでは自信がなかったんですが、そういう郷土の中にはですね、いい資料もあるということでございます。

また郷土資料につきましては、先ほどの諸般の報告の中にですね、神楽門前村におきましてはですね、美土里町の神楽ガイドブックを過去数年間にわたり取材編集に1千万投資をして、歴史に残るソフト資産を制作したと。当初は極めて意義深い事業ということになりますというふうに、これだけ今、歴史に郷土に対して関心を持ってやっておられると。またご存知のように、安芸高田市の地域振興事業団はですね、現在の吉田の歴史資料館を中心にして、来年1月にはそこでまた勉強会、今年の8月には古代の釣り針づくりというような勉強会も、歴史に関してはやっておられます。こういう資料がですね、現在身近なものが吉田の資料館に全て揃うとるか言うたら疑問視されるわけです。やはり甲田の現在の資料館は週1回でございます。しかも建物が古くて非常に管理体制ができてないと。そういう中で、将来どのようにしてこの郷土の資料をですね、子供に、また地域住民に残していくかと言うことが非常に歴史上、また将来大切なものだと思うわけです。そういう面でこういう方向性をどのように管理していくかと。八千代町にあるのは公社が管理されとるということでありまして、市として現在2カ所にあるのを将来1カ所にしてするのか、そのあたりを伺うものでございます。

次に、河川整備でございますけど、この河川の整備についてはですね、今から台風を迎える方は非常に住宅の中でですね、住民の中で不安に感じられる。また、30年ぐらい経ってもですね、全く手付かずのところ、土地の買収は進みながら工事は全くついてないというようなところもあるかと思えます。先ほど資料をいただいた中にですね、何とその河川が百十何カ所もこの安芸高田市の中にあるわけで、それを一気に土石の整備というのは非常に難しいと思えますが、順位付けも当然されておると思えます。また、先だっては私の方の手元の方に、この安芸高田市の去年の7月には子どもたちの記憶の中に川をとという中で特集を組んでおります。非常に素晴らしい川の整備とか、いろんな状況をうたっておられます。そういう提案も川の中で災害並びに川との親しみ。せっかく現在、住環境整備

で下水等の整備がされております。しかしながら、土石流が溜まってですね、堆積が溜まって今の雨水の少ない時期にはですね、逆にそこで環境を乱す蚊の発生とかですね、そういう逆の場合も出るとという、やっぱり堆積しますと、川は浅くなりますし、その水害に遭うケースもあります。また、護岸をえぐり取ったそういう状態で投げとるところもあるわけがございます。やはり、現在河川が多いのは事実であります、農業の用水は農業者が高齢者でありながらですね、整備されておりますけど、河川となりますとどうしても大型機械、行政に頼らなくてはならない部分がございます。そういう意味におきまして市長は国県、また現在どのような状況で河川に対して対応されとるか。また要望書がどのような状況であるか、伺うものでございます。

答弁によりましては、自席にて再質問をさせていただきます。

松浦議長 ただ今の質問に対し、答弁を求めます。

市長、児玉更太郎君。

児玉市長 議長。ただ今の入本議員さんのご質問にお答えします。まず最初に指定管理者制度についてのお尋ねでございます。お尋ねをいただきました指定管理者制度につきましては、公の施設の管理等について、地方自治法で規定をしておりますもので、市が所有しております公の施設の管理について、民間を含めた団体に代行するものでございます。なお、指定管理者の決定に当たりましては、まず公募等の方法により候補者を選定し、これを議会で3分の2以上の同意をいただいて決定するものでございます。現在、市の所有しております公の施設につきましては、多種多様な施設があり、その規模も多様でございますことから、全てを公募によることは事実上困難なことも想定されます。また、指定管理者への応募が見込まれる公の施設につきましても、合併前の管理委託など経緯もございまして、公募に寄らない方法で候補者選定を行っておるところがほとんどでございます。ただし、施設によりましては、将来的には公募による候補者選定は避けて通れない状況が予想されますので、現在指定管理者として指定しております団体等に対しまして、管理経費の見直しなど、積極的な取り組みを指導し、公の施設への指定管理者制度導入の目的を達成して参りたいと、このように考えておるところでございます。

それから、郷土資料館の問題につきましては、これは教育長の方から答弁をさせていただきたいというように思います。

河川の整備でございますが、国県が管理しております河川の土砂堆積などにかかります河川管理整備につきましてはのお尋ねでございますが、まず県の管理する河川につきましては、市から県に対して浚渫の要望を行い、双方で要望箇所の現地確認を行った上で、緊急度の高いところから優先順位を付け、予算の範囲内で順次実施していただくことにしております。

なお、平成16年度におきましては、市内で9河川で10カ所を浚渫整備を行っております。また、国の管理する河川につきましても、県河川と同様に、地域等から要望のありましたところについて取りまとめを行い、

国土交通省三次河川国土事務所及び吉田出張所に要望を重ねておるところでございます。

いずれにいたしましても、国県の財政状況の厳しい中で、予算や地域の実情を勘案しながら早期に実施していただくよう努めて参りたいと、このように考えておるところでございます。ご理解を賜りたいと思います。

なお、補足説明はそれぞれ担当部長の方から行いたいと思います。

松浦議長 引き続き答弁を求めます。

教育長、佐藤勝君。

佐藤教育長 はい、議長。郷土資料館についてのお尋ねでございますが、まず安芸高田市内には吉田歴史民俗資料館を本館として甲田郷土館を分館として位置付けております。お尋ねいただきました、あるいは事例として出ました甲田郷土館は、もと県の保健所の建物を利用した施設でございます。老朽化も著しく、雨漏り等も毎年悩まされているところでございます。

教育委員会といたしましては、この他にも民俗資料を保管して移転を考えなければならないところもあり、今後資料を収納整理、保存する場所の確保に当たりたいと思っております。

美土里町にあります民俗資料につきましては、現在資料を調査中でございますが、保管場所につきましては地元では現在の場所を希望されておられますし、現在の建物につきましては個人の所有でもございますし、地元で管理対応がされております。当面は、甲田郷土館の管理につきましては、雨漏り対策やその他の維持補修に努めて参りたいと考えております。

松浦議長 答弁を求めます。

建設部長、金岡英雄君。

金岡建設部長 補足説明させていただきます。先ほど市長の方から話がございましたように、浚渫につきましてはそれぞれ各支所等が中心になって地域の要望等、これまでも旧町の時にも取りまとめていただいておりますが、そういう中で緊急度の高いもの等をピックアップしていただきまして、県と現地調査の上、さらに予算の配置ができるように、優先順位を付けさせていただいている現状でございます。

昨年の市内の9河川ということで、河川名をちなみに申し上げますと、生田川、三篠川、これ、順不同でございますが、申し訳ございません。簸川、宮迫川、房後川、沼川、大土川、戸島川、本村川等が対象になっております。ただ、これにつきましても、これで全部完了ということにはなっておりませんので、毎年先ほど申し上げました事業調整等行う中で、さらにその年の雨量等の状況によっては、また現状が変わっております。そういうところを勘案しながら整備をさせていただきたいというふうに思っております。

ちなみに、本年度浚渫予算でございますが、大体3千600万強ということで、今お聞きをしております。これは1級河川分でございます。そういう予算の中で全市を賄っていただいておりますので、先ほど申し上げましたようにそれぞれの地域の実情に応じた緊急度に合わせて県の方へま

た要望を重ねて参りたいというふうに思っております。以上でございます。

松浦議長 以上で答弁を終わります。再質問はありますか。

入本議員 議長。

松浦議長 14番、入本和男君。

入本議員 指定管理者制度について、公共施設、簡単にわかりやすい最近の例で申しますと、先だって市長さんもお足労いただき始球式に参加いただいた甲田町の多目的広場がございますけど、これは現在シルバー人材センターがですね、管理しとるわけでございますが、そうはいつでも軟式野球連盟高田支部というところへですね、頻度を上げていただいでですね、その間トイレとかですね、グラウンド整備とか、それから先だって部長さんが気持ちよく開会式の時の国旗並びに市旗をですね、ご配慮いただきましたことを、この場を借りて支部長に代ってお礼を申し上げるわけでございますが、そういうふうにしてですね、あそこへ行ってみられると向原にも同等のグラウンドがあるわけでございますけど、あそこは甲田の場合は現在そういう本部席等がございますし、放送設備等もあるということで、軟野連がですね、やっぱしここで使わせてもらう以上は、設備の充実をしたいというかたちで日頃の会費の中から約7年くらい積み立てまして、約30万というお金をつくりまして、現在センターの方に、ストライク・アウトのカウントを付けですね、そしてテントを付けております。テントを借りてはやっておったんですが、雨が降ったときとか、日よけがなくてはいけんというかたちでネット裏に屋根を付けさせてもらったと。これは正に、これがもし指定管理者制度等がありましたらですね、極端に言えば市民球場を例に出して悪いかもわかりませんが、スポンサーを募ってですね、やはりそのスポンサー名を入れることによってそこで経費を生んだりとか、いうことも可能になるかと思うんです。やはりそこに指定管理と、また優先的な利用という中で、市の行事があれば当然、軟野連も譲るとるわけでございますが、やはりそういう愛着をもって一生懸命管理をさせてもらうんだと、使わせてもらっとる感謝の気持ちをですね、そういうふうに公共施設に日頃の積み重ねたもので、またより良くするという。そして公共施設がより充実したものになってくるというような、1つの例だと思っております。

非常にわかりやすい例えで市長さんにお聞きしていただいたわけでございますけど、そういうかたちでスポーツ系、文化系ですね、そういう考えをお持ちの方があろうかと思っております。是非、この72ページの中の財産をですね、精査されましてですね、やはりもう一度整理される必要があるのではないかと考えておりますので、併せてその取り組みの気持ちをですね、伺うものでございます。

郷土資料館につきましてはですね、やはり現在非常に文化に触れるチャンス、また史料に触れるチャンスがですね、非常に甲田のような史料はですね、吉田には高級すぎてちょっとないと思っております。身近な問題でございまして、囲炉裏があったり、やはり今、おじいちゃん、おばあちゃんらが教材になれる場所でございます。そしてお孫さんと話をされるのには、

やはり先生はおじいちゃん、おばあちゃんが一番適しとるんじゃないかというように思ったりするわけです。現在、そういう伝統のあるものがですね、市民の皆さんの協力によってあれだけのものが集まるとるわけでございます、これをただ銭がない、金がないじゃなしに、ここは知恵の出し処でございます、現在でも支所の利用とかですね、また先だっては中電の跡地の問題もありましたけど、ここは銭を出してでも借ってでも倉庫と納屋とでも建て、より良い充実という面でもですね、そういう前向きな、現在、今出したら中電の物価、価値が上がるけえ出したらいけんというような駆け引きもあろうかと思いますが、たとえでございますので、その点をご理解いただいでですね、やはりもう屋根の修復ができない、屋根に上がる棟梁さんがおってんないという状況を聞いておる中でですね、今に崩壊の一途を辿るとるわけですから、それを今聞くと収納の場所を探しとられるということですけど、やっぱり教材には欠かせない1つのもんだと思います。非常に水曜日1日というかたちで、非常に資料館としてはふさわしくない状況にあります。また、吉田は立派なのがございまして、また観光面におきましてもですね、ついでにということもできようかと思えます。是非その点を前向きに早急な計画性をお願いしたいと思えます。

河川の整備でございますけど、やはりこれも子供の触れ合う場所でございますね、2004年の7月の市の広報を見せてもらったら、非常に詳しく本当に川の大切さがうたってあるわけでございます。また、住民にとりましては、災害というのがですね、不安の中に水害。今から台風を迎える中で、これも手前の甲立のアンケートでございますが、47%の人が水害とか災害にですね、不安を抱えておられるとなっております。そういう面はやはり日常の河川の状況がですね、現在水不足で土師ダムの方で調整するのも難しい、水がないというような状況でございますけど、一たん大雨が降ってですね、水が引きますと、川の木々が実りましてですね、まるでゴミのツリーができるわけでございますよね。それが果たしてその自然環境、清らかなまちづくりに適しとるか言うたら、到底それは口だけであって、現実にはそうではないというような状況も見られるわけでございます。そして、川で遊ぶという地域が非常に少なくなっております。ホテルが出だしたけえ、子供が行くというよりも整備がされてないので、非常に危険度もあろうかと思えます。そういう点でですね、振興会が立ち上がってですね、7つのこの整備された地域が紹介されておりますけど、その整備を見てこの度もそういう公園づくり、または堆積物の処理とか河川の修繕とか、要望が出ると思いますが、その要望が現在、16年度の分についてはせつかく9カ所の10カ所、県から、国から予算を取って部長さんが努力されたことを口で早々言われたんで、ちょっと私もよう控えなかったんで、どういう状況のものを、どういう予算かいうものを示していただくことによつてですね、また地域に帰ってですね、また順位付けもですね、地域の皆さんにご理解できたりとか、要望がもっと市の方に要望しなくてはいけないとかということもわかろうかと思えますので、河川につきましては、



16年度の分につきましては報告書をいただきたいのと、17年度は現在市民からどういう要望書が出るとかいうのを、私のところには1件いただいとるわけですが、それが担当部署に行くとるかどうかいのはまだ確認してないわけですが、どういう状況か、具体的にありましたらお願いしたいと思います。

松浦議長 以上の再質問につき、答弁を求めます。

市長、児玉更太郎君。

児玉市長 ただ今の指定管理者の問題でございますが、指定管理者を有効に使うことによって、施設が生きてくると、こういう例をお話しをいただきましたので、今後ともそのような方向でですね、我々もやっていきたいと、このように考えておりますので、いろいろご意見がありましたら実際の施設等について、ご指導を賜りたいというように思います。

松浦議長 続いて、教育長、佐藤勝君。

佐藤教育長 先ほどのご質問にお答えをしたいと思います。先ほども答弁させていただきましたように、甲田の郷土館につきましてはですね、昨年も予算付けをしたわけですが、屋根の上に上がることで、そのことが工事をする人が危険だというような状況で、雨漏りを防ぐという状況で納めておるといのが本当でございます、瓦はセメント瓦で上の方へ上がるとかえってですね、そのことによって大きくなるということでございます。だから雨漏り等で貴重な資料等がですね、傷むということがないように、当面の修理はしておりますが、仰せのとおり私たちもですね、このままにしておいてはいけなと。その他にもですね、丹比西の小学校の校舎の一番西よりになる2部屋にですね、郷土資料がたくさん入っておるわけです。それらをですね、安芸高田の財産として非常に貴重な財産として保管をし、整理をし、必要なときに充分に見ていただくというようなことについて考えていかなくてはならないと。財政担当の方で教育委員会として要望もして参りたいと、このように思っております。以上でございます。

松浦議長 引き続き答弁を求めます。

建設部長、金岡英雄君。

金岡建設部長 議長。再質問にお答えをさせていただきます。16年度河川の名称を挙げさせていただきましたが、早口だったということで、大変申し訳ございません。基本的には浚渫が主でございます。資料等についてはまた後ほど整理をさせていただきたいと思います。なお、17年度でございますが、これは毎年、年度当初に現在では吉田分室になっておりますが、吉田のいわゆる土木事務所の方と事業調整会議を行っております。そういう中で県が実施をします工事箇所、これは道路、河川等を含めて説明を受けながら、その際に市としましては特に維持の浚渫等につきまして、各支所等から要望があったものを一応お渡しをして、それに基づいて今後先ほど申し上げました予算の中で、順位を付けさせていただくということでございます。それぞれの支所の方からこれまで順次やってくる中で、まだ浚渫が可能でない、できてないところがあるものをピックアップさせてもらっていると

いう現状でございます。

それから冒頭言われました、子どもたちが触れ合う場所ということで、特に自然環境の観点から河川は非常に重要であるというのは議員ご指摘のとおりであります。ちょうどホテルも乱舞している非常にいい時期に、河川になかなか近づけないというご指摘もございますので、こういうところも踏まえながら、全てをとというのは非常に難しいところがございますので、そこらも踏まえながらまた県の方とも調整をさせていただければと思っております。

また、地元の方の要望というようなことでは、河川改修、護岸改修に併せて小規模の水辺公園などはきかないかという要望も聞いておりますが、これらも河川改修等の事業とのセットということで、そういうことが可能であるかどうかということも含めながら、県と前向きな議論をさせていただければというように思っております。以上でございます。

松浦議長 以上で答弁を終わります。再々質問はありますか。

入本議員 終わります。

松浦議長 以上で、入本和男君の質問を終わります。

以上で、本日の一般質問を終了いたします。

以上をもって本日の日程を終了いたし、散会いたします。

議事の都合により、明日17日から23日までを休会といたし、次回は24日午前10時に再開いたします。

ご苦労様でした。

~~~~~

午後1時35分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員